

口絵3 同 光琳落款部分



口絵2 林文波「光琳筆大黒天図模本」江戸後期（19世紀前半）



口絵4 元禄小玉銀 黒川古文化研究所・JP2734 直径1.48cm



口絵5 同・JP2909 直径1.38cm



口絵6 宝永小玉銀 黒川古文化研究所・JP1593 直径1.42cm



口絵7 同・JP2988 直径1.49cm

尾形光琳の江戸行と銀の改鑄

杉本欣久

はじめに

尾形光琳（一六五八―一七一六）の生涯とその芸術性を考察するにあたり、後半生に江戸へ赴いた事實は、最も重視される経歴のひとつである。その滞在時期はもとより、なぜ江戸に赴く必要があったのかは解き明かすべき課題となっている。これまで光琳の江戸行に関する意義については、主に福井利吉郎氏、相見香雨氏、小林太市郎氏、山根有三氏らをはじめとする諸氏によって検討されてきた。福井利吉郎氏は一九一五年の「小形光琳の生涯に就て」という講演録で、光琳と懇意であった二条家の『二條家内々御番所日次記』と姫路藩の酒井家家臣・松下高徐が文政十年（一八二七）に著した『摘古探要』に拠りつつ、江戸滞在時期を推察する^①。その後しばらくの時を経て、相見香雨氏が一九五九年の「光琳東下考」において、「上島源允」「上島源丞」宛の書簡三種を掲示し、江戸滞在中の内容について考察を行った^②。さらに小林太市郎氏は、一九六二年の「光琳と乾山」における「元禄の金銀改鑄と光琳の布袋の絵」「中村内蔵助と光琳の陰謀」「光琳の東下り」「光琳の暗躍」の各章で光琳の江戸行を論じ、その意味をより劇

的なたちで説明した^③。この小林氏の論説に対し、新たな資料を加えつつ批判的に検証したのが、山根有三氏による「光琳と中村内蔵助―光琳筆・中村内蔵助像を中心に―」（一九七九年）「続・光琳と中村内蔵助―光琳の後半生、宝永年間を中心に―」（一九九三年）の論文二篇である^④。「晩年になると、事実の探求や実証的な考察や傍証は或程度のところでは打ち切られた。それらよりも、教授が作品から読み取った《欲望》や《魂魄》の方が優位に立ったのである。そして魔術のごとく、先生にとって「ほとんど疑う余地がない」「真実」が形づくられ姿を現わしたといつてよい」と、小林氏の解釈が多分に恣意的であると指摘されたように^⑤、諸氏が見出した資料の整合性を論理的に検証する内容となっている。

以上のような主だった論説に触れると、小林氏の解釈に対する山根氏の指摘は正鵠を射ているとみえ、光琳の江戸行を検証するには、まずは諸資料を集約した山根氏の研究成果を踏まえる必要があるとわかる。ただ、光琳がなぜ江戸に赴く必要があったかについては、これまでの研究においても漠然と語られるのみであり、隔靴搔痒の感は否めない。山根氏は、光琳が家屋敷を抵当に多額の借金をしていた事実

注目し、「後援者の内蔵助がその半年間の江戸滞在中に、自分の絵の新しい支持者を開拓してくれることに、自らの運命を賭けたのではなかろうか」と述べる⁶⁾。一方、この山根氏の説を検討した仲町啓子氏は、これまでの研究について「経済的な困窮による借金が直接的な動機として取り上げられることも多い」と指摘しつつ、「江戸行き前後の状況から考えて、経済的な窮乏が江戸行きの決定的な動機とは思われない。もちろん、江戸での活躍を夢見つつ、新たな展開を期待していたことは確かである」とする⁷⁾。さらに「光琳の江戸行きは個人的なことではあったが、同時に江戸初期型の社会の変容という大きな歴史的な転換期の渦中に巻き込まれた一人の絵師の選択であったともいえるよう」と加える。つまり光琳の江戸行は、「京都では得られないと当人が考えた状況を打破するため、絵画の顧客を新規開拓する目的を抱いたもの」とみるのが、およその共通理解として良いだろう。

この議論の状況をうけ、本論考は光琳における江戸行の理由について究明することを目標とするが、まず一章において、山根氏によって論じられた光琳の江戸行に関する時期について、その論拠を確認するところから始める。山根氏は光琳の江戸行が三度にわたってなされたことと結論づけるため、その時期およびそのような判断に至った理由を順に掲げる。続く二章では、光琳の江戸行に重要な役割を果たしたとされる銀座年寄役の中村内蔵助について、光琳との関係上において重要な事績を揭示する。三章では、大坂で活躍した江戸後期の画家・林文波が写した光琳筆の「大黒天図」に注目し、その背後にあったとみえる貨幣改鑄の状況を整理する。さらに四章と五章では、この「大黒天図」と密接に関係する銀貨の「極印」について、その管理責任者であった大黒家の動向を確かめ、さらに実際の銀貨に刻まれた大黒天像の図

様の差異を比較検討する。最後の六章では、改めて銀座における諸事情を踏まえたうえで、光琳の江戸行が何を目的としたものであったのか、その仮説を提示する。

一 光琳における江戸行の時期

光琳と交流を有した公卿・二条家の記録である『二條家内々御番所日記』において、元禄十四年（一七〇一）正月四日から同十五年六月十日までの一年半、その名が認められないことに福井利吉郎氏が注目された⁸⁾。以来、この間の光琳の江戸行は長らく支持されてきたが、その後、野間光辰氏により、銀座の加役として新たに設けられた大坂銅座の記録『銅座公用留』のうち、元禄十四年五月十一日、十五日、二十七日頃に「尾形光琳老」との名が記されるのを紹介されるに至った⁹⁾。これをうけた山根氏は、江戸滞在を示す積極的な資料は存在しないとし、この江戸行を否定的にとらえた¹⁰⁾。ただし、この見立てにも注意が必要で、その翌六月からとしても、次に名があらわれる元禄十五年六月十日まで一年もあることから、日記にみる光琳の登場頻度からすれば、やはり特異とみななければならない。

日記で長らくその名が認められない期間については、江戸行を推察するうえで重要情報となるのは論を俟たない。そこでこれ以降、光琳が亡くなる享保元年（一七一六）までの間、まずは便宜的に一年以上の期間を列挙したうえで、山根氏が提唱した三つの期間について確認していく。

① 宝永元年二月二十七日～二年三月二十日 約一年一ヶ月

- ② 宝永二年三月二十日～六年六月四日 約四年三ヶ月
- ③ 宝永六年六月四日～正徳元年正月十一日 約一年七ヶ月
- ④ 正徳元年正月十一日～二年八月三日 約一年七ヶ月

a 宝永元年（一七〇四）十月中旬～二年三月中旬 約五ヶ月間

上記①の期間、一年一ヶ月のうちの約五ヶ月に相当する。なお、以下の江戸滞在期間は、京都と江戸の間、それぞれの出立から到着までの行程日数は考慮に入れず、おおむね京都を出立してから帰着するまでの時期という理解で記述する。

この間の京都出立時期について、まず山根氏は「十一月十五日付上嶋源允宛書簡」の内容に注目する。ここには「拙者義道中無障当月二日着府仕、京橋彦丁目銀座屋敷ニ居住仕候、…早速江州様罷越、大悦不過之候」とあり、まさに十一月二日に江戸に着いた光琳が、京橋一丁目の「銀座屋敷」に居住しているとの内容である。ただし、同氏は書体や写し崩れに注目し、本書簡は光琳の真筆でなく、「模本」と位置付ける。

本書簡の書された年代が問題となるが、署名には「尾形光琳」とある。「尾形」から「小形」へ改姓されたのが宝永二年（一七〇五）閏四月五日であったため、それ以前の時期と判明する。ちなみに「光琳」号の使用は元禄六年（一六九三）以降である。

本書簡の追書部分には「宝生大夫、此中九郎右方へ被来、誓願寺、花形見を御舞被申候」とあり、能楽シテ方である宝生大夫が「中九郎右」を訪れ、「誓願寺」と「花筐」を舞ったとされる。この「中九郎右（中村九郎右衛門）」とは、光琳の支援者として知られる銀座年寄役の中村内蔵助（一六六八～一七三〇）のことである。通称の「九郎右衛門」

を「内蔵助」と改めたのは、これまで宝永三年九月から同六年四月の間とみられていることから、^①宝永三年九月以前の書簡とわかる。さらに内蔵助の年寄役就任は元禄十二年五月、一方、光琳との交渉が判明するのは元禄十四年五月以降である。これに加え、京都と江戸の銀座への赴任はそれぞれ一年半と半年を繰り返す規定から、内蔵助の滞在はおおむね以下のとおりとみられる。^②

- I 元禄十三年九月 ～ 十五年三月 京都
- II 元禄十五年三月 ～ 九月 江戸
- III 元禄十五年九月 ～ 十七年三月 京都
- IV 宝永元年三月 ～ 九月 江戸

ただし、IVは業務の都合により、宝永三年十二月まで延長されたため、二年十ヶ月の間を江戸で過ごすこととなった。

つまり、本書簡は江戸で内蔵助とともにあったことを伝えるため、IIもしくはIVの期間となり、さらに十一月の滞在が確認できるのはIVであることから、宝永元年と比定できる。

一方、京都への帰着時期について、山根氏は『二条家内々御番所日次記』の記述を挙げる。宝永二年三月二十日条に、

一 尾形光琳 頃日上京仕候二付、為伺候御機嫌参上

とあり、光琳が上京後に初めて二条家の当主であった二条綱平（一六七二～一七三二）に対面したと記す。これをもって、宝永二年三月中に京都へ戻ったと解釈する。

b 宝永二年（一七〇五）六月中～四年四月 約一年十ヶ月間

上記②の期間、約四年三ヶ月のうちの約一年十ヶ月に相当する。山根氏は京都の成立時期に関し、「四月十三日付上嶋源允宛書簡」にみる「昨日は御状忝、殊更為御饒別小昏五束被懸芳意忝奉存候」と「花染の袖のなごりにたびごろもたちかさねたる別をぞ思ふ」との離別歌に着目する。署名は「尾形光琳」とあることから、aと同様、宝永二年閏四月五日以前となる。

この離別により四月中旬以降に江戸に赴いたとするなら、果たしてそれは何年のことであったのか。先にみたように光琳は元禄十四年（一七〇二）五月には大坂にあり、同十五年、同十六年ともに『二條家内々御番所日次記』の六月にその名が見える。さらに宝永元年（元禄十七年・一七〇四）の十月には江戸に向けて出立していることから、それぞれの期間を踏まえると、自ずと宝永二年という年が浮かび上がる。

山根氏は、陸奥弘前藩の津軽家に伝来した「草花図巻」の軸心に「宝永二乙酉六月三日 中川清六」の銘があるのを重視し、本作品は京都で描かれ、同地で表装が行なわれたと解釈し、この直後に京都を離れたと推察した¹³⁾。

一方、京都への帰着時期については、姫路藩の酒井家家臣であった松下高徐が文政十年（一八二七）に著した『摘古採要』のうち、「貳尾形光琳の事」の記述に基づく¹⁴⁾。

画工に名の聞えたる尾形光琳は京都の産にて名は寂明、号は青々堂また長江軒なんといへり、

此光琳、昔狩野安信に画法を習ひしが後に一家をなしぬ、又塗器

の描画を能くしてあまなく世に高くわきて今世この画を奇賞す、

然るに咸休君の御代、彼が画を愛玉ひて宝永四年丁亥の正月六日、出入扶持十人、扶持を賜ふて懇命を蒙る事あふかたならず、彼京都に妻を残して下りたるに、同じ年四月、妻を具し来らんと京都に登る頃も泡盛一徳利、寒洗鮭二尾、絹二匹をはなむけとして光琳に玉はる、その事、元約方の御音信帳に見えたり、又翌五年光琳関東へ下りしにや、五月十二日、小形光琳在江戸中二拾人扶持宛玉はり、同十八日御扶持方の御礼箱肴を以て申上し趣、日記にも見へたり、如斯なるときは江戸にのみ居たる事もなくとたへず昇りくだりせし人なるべし、此光琳、享保元年六月二日没せし由、

酒井家がいまだ上野厩橋藩（前橋藩）の藩主にあつた時代の五代・酒井忠挙（一六四八～一七二〇）は光琳の画を愛し、宝永四年（一七〇七）正月六日に「出入扶持十人」を賜つたとする。そして同年の四月、光琳は妻の多代（一六六五～一七四二）を江戸に連れて戻するため、いったん京都に帰つたと記す。山根氏はこの内容を事実と認め、宝永四年四月に江戸を發つたと解釈した。

c 宝永四年（一七〇七）五月頃～六年三月中 約一年十ヶ月間

bと同様、上記②の期間約四年三ヶ月のうちの約一年十ヶ月に相当する。bと合わせると江戸滞在は約三年八ヶ月となる。宝永四年四月、京都に帰着したその後について、『摘古採要』は「又翌五年光琳関東へ下りしにや、五月十二日、小形光琳在江戸中二拾人扶持宛玉はり、同十八日御扶持方の御礼箱肴を以て申上し趣、日記にも見へた

り」と記す。

一年ほどを経た宝永五年五月、光琳は再び江戸へ下り、その十二日にそれまでの倍にあたる「二十人扶持」を酒井家から賜ったという。山根氏はこの松下高徐の記述に対し、「翌五年の五月ごろまで一年間も京都に滞在したとするのは『摘古採要』筆者の解釈に過ぎない。漸く酒井家に仕えて生活のメドがついたから妻を迎えに上京したので、すぐに引き返したと考えるのが自然であろう」とする。¹⁵「にや」の語からもわかるように、宝永五年五月十二日に扶持を賜った事実から江戸に戻った時期を逆算し、推測に基づいて同年五月としたのを否定し、京都に戻って間もない宝永四年五月頃の江戸行と一年早くとらえたわけである。

一方、その後再び京都へ帰着した時期については、「八月四日付上嶋源丞宛書簡」に着目する。文中に「来三月比ハいつれニも上京可仕」とあり、半年余りのちの三月頃には上京せねばならないと記している。とすれば、この書簡の八月四日とは何年のことなのかを明らかにする必要がある。署名の「小形光琳」は改姓後であるため、宝永二年閏四月五日以降となる。加えて文中に「愚妻なども御噂は朝暮申御事に御座候、永々逗留扱々こまり申候」とあることから、妻の多代もまだ江戸にあった時期とわかる。つまり、妻を連れた江戸行宝永四年五月頃から、『二条家内々御番所日次記』に名が見える同六年六月四日までの間とみなければならぬ。

ここから、書簡が書されたのは宝永四年八月のことで、京都に戻ったのは翌五年三月、あるいは宝永五年八月に書され、翌六年三月に戻ったかのいずれかとなる。そこで山根氏は別の「正月十一日付小西彦九郎宛書簡」を取り上げ、文中に「辰二郎も御無事ににぎにぎしき

はるをむかへられ候」、「此かた」「多代かた、くれ(暮)の御しうき(祝儀)」とあるのに注目する。¹⁶前者は光琳の息・辰次郎(寿市郎)が宝永五年十月九日に小西家と養子縁組を行い、その後初めての新年を迎えたことをいい、後者の「此かた」は光琳が江戸に滞在し、「多代かた」はすでに妻の多代が京都に戻っていることを示すと解釈した。つまり、この辰次郎の養父である小西彦九郎に宛てた書簡は宝永六年正月のもので、多代は辰次郎を養子に出すため、縁組が行われた宝永五年十月九日までに上京したものと推察した。

ここから先にみた「八月四日付上嶋源丞宛書簡」は宝永五年八月に書され、光琳が京都に戻ったのは、妻を先に送り出したあとの翌六年三月とみただけである。

なお、二条家の記録『二条家内々御番所日次記』に光琳の名が認められない③宝永六年六月四日から正徳元年正月十一日まで約一年七ヶ月の期間には、妾のあやを茶人の松田秋波に嫁がせた以外、目立った事績はなく、依然として江戸行の可能性は残される。一方、④正徳元年正月十一日から二年八月三日までの約一年七ヶ月の期間は、新町通二条下ルの頭町東側にあった家屋敷の造作に正徳元年五月から翌二年十一月まで関わっているため、実際問題として江戸行は難しかったとみる。¹⁸

二 光琳と中村内蔵助

以上のような光琳の江戸行に関しては、懇意であった銀座年寄役の中村内蔵助が重要な役割を果たしたとして、これまで論じられてきた。特に一九三八年、菅沼貞三氏によって像主不明の肖像画が「光琳



図1 尾形光琳「中村内蔵助像」元禄17年（宝永元年・1704）大和文華館

筆藤原信盈像に就て」との論考で紹介され、それから十三年を経た一九五一年の「光琳肖像考」で像主が中村内蔵助であると比定されたことにより、さらに内蔵助に関する資料も注目されるに至った⁽¹⁹⁾（図1）。

そこで改めて中村内蔵助に関する重要な事績を揭示し、光琳との関係性をまとめておく。なかでも象徴的なエピソードとして『嬉遊笑覧』や『翁草』にみる「東山の衣装比べ」などが知られるが、ここでは事実ベースで挙げていく⁽²⁰⁾。

中村内蔵助（一六六八〜一七三〇）は光琳より十一歳の年少で、寛文八年に京都で生まれた。諱を信盈、通称を九郎右衛門といい、のちに内蔵助に改めた⁽²¹⁾。

銀座への出仕は父祖を継承してのことであり、元禄十二年（一六九九）五月には三十一歳にして勘定役から年寄役へと昇進している。同十四年、幕府は銅輸出予定額の集荷が思わしくないことを理由に、銀座の加役支配として大坂に銅座を設けることとなる。大坂の銅吹屋に対し、銅座設置の趣旨を伝えたのが中村内蔵助であったように、この事業に深く関わったことは銅座の記録『銅座公用留』から明らかである⁽²²⁾。ここには別子銅山を経営する住友友芳（泉屋吉左衛門・一六七〇〜一七二〇）が銅箱を受け取った際の手形を収載しており、その元禄十四年五月十一日と二十七日付の宛名が「尾形光琳老」となっている。また、同月十五日には銀座年寄役の内蔵助、銅元締役の末吉七郎九郎と日比文左衛門、銅座役所の実務担当であった長井藤右衛門という主要人物に加わり、尾形光琳も泉屋幸町屋敷と吹屋の視察に同行し

ている。以上のように、中村内蔵助との関係から、光琳は一時的に銅座の職務に関する手代を務めたとみられている。続く元禄十七年(一七〇四)には光琳が「中村内蔵助像」を描いたが、三月に賛を加えた和算家で天文学者でもある中根元圭(一六六一〜一七三三)も、内蔵助のツテで正徳元年(一七一―)に銀座の役人に就任した。

光琳との関係はこれだけに留まらず、内蔵助は元禄十五年(一七〇二)に生まれた息女の勝(一七〇二〜二一)を、同七月一日に養女として光琳のもとに遣っている。⁽²³⁾この前年に息男・時之助が生まれたことも一因とみられるが、のちに元禄十三年に生まれた光琳の息男・辰次郎(寿市郎・一七〇〇〜五二)の妻となった事実を踏まえると、「許嫁」として馴染ませる意味もあつたとみられる。この勝は五年の養育期間を終え、宝永三年(一七〇六)に中村家に戻った。

一方、光琳の息男・辰次郎は、宝永五年十月九日の九歳時に銀座役人の小西彦九郎元珍と養子縁組を行った。⁽²⁴⁾正徳三年(一七一三)に光琳がしたためた辰次郎(寿市郎)宛の遺書には「偏ニ内蔵助様御厚恩に候間」とあり、さらに『小西・小形・石井有縁霊名記』⁽²⁵⁾にみる内蔵助の項には「小西彦右衛門方淑(辰次郎)之妻勝父、彦右衛門方淑受恩之人也」とあることから、⁽²⁶⁾この縁組は内蔵助の尽力でなされたと思われる。その後、辰次郎ごと小西彦右衛門方淑は銀座の大勘定役を務め、宝暦二年に五十三歳で亡くなっている。妻となった内蔵助の息女・勝は、彦右衛門に先立って享保六年正月九日に二十歳で早逝した。⁽²⁷⁾

内蔵助の名は、士分の紳士録である『武鑑』のうち、役人の部にみる「銀座」もしくは「金銀座」項にも認められる。元禄十三年には未掲載だが、元禄十四年版から宝永五年版までは「中村九郎右衛門」、宝永六年版から正徳四年版までは「中村内蔵介」の名で掲載される。⁽²⁸⁾

特に中村内蔵助と改めてからは「銀座」項の筆頭に挙げられ、江戸の住所は「京橋南一丁目」、京都は「両かへ丁」としてそれぞれ銀座の所在地で記される。

このように順風満帆にみえた内蔵助の人生も、正徳四年(一七一四)五月十三日に大きな転機を迎えた。勘定奉行の筆頭格であった荻原重秀(近江守・一六五八〜一七一三)が新井白石らの画策によって同二年九月に罷免され、それから一年後に亡くなったのを機に、重秀の指示で銀座の事業に携わっていた年寄役などが肅正されたのである。

この処罰については、『有章院殿御実紀』『柳営日次記』『年々諸用留』『月堂見聞集』『京都御役所向大概覚書』『洛水一滴抄』『兼山秘策』『文露叢』『江戸真砂六十帖広本』『過眼録』『翁草』『諸留書(承寛襍録)』など多くの資料に掲載される。ここでは簡要にまとめられた資料に拠りながら、その内容を見ておく。⁽²⁹⁾

まず、徳川幕府の公式史書である『有章院殿御実紀』「巻八」の正徳四年五月十三日条には、

銀座に仰下さるるは、銀の事は世々重宝たるにより、公より命ぜらるることあるとき、むかしは老臣または留守居、ちか頃は勘定奉行連署の證状もて命ぜらるるためしなり。しかるを宝永七年以来、荻原近江守重秀并に座をあづかる勘定組頭等が内々の證状にまかせ、しばしばその品格をあらたむること、不法の至りなるをもて、銀座のともがら、ことごとく其罪を糺さるべけれど、重秀すでに死したれば、其旨をうけたる輩、礼明せられがたきにより、下品の銀もて改鑄せむ事を、重秀に申すすめし輩等罪科に行はれ、その他はさたせられず、この後かうやうのことあらんに

は、厳科に処せらるべし、かつ重秀が三通の證状は、おほやけより仰出されし所ならねば、破壊せらるべけれど、座にをいて重秀が一人のむねにまかせ、銀鑄造せしこと、永世左證となるべきをもて、三通ともに銀座のともがらにあづけ置るとなり、よてこの日新金鑄造の事をとどむべき旨、その事にあづかる大目付、目付、勘定奉行に仰下さる、年寄深江庄左衛門、中村四郎右衛門、関善左衛門、細谷太郎左衛門、近江守重秀に申すすめたるをもて遠流せられ、中村内蔵助は追はなたる。太郎左衛門が子太郎兵衛、内蔵助が子時之助も追はなたる。その事に座して、勘定組頭保木弥右衛門公遠、勘定小宮山友右衛門昌言はともに逼塞命ぜらる。

と、全体の概要が記される⁽³⁰⁾。

元来、銀座に関する政策は老中や留守居役といった幕府の重職から下達されていたが、近頃は勘定奉行の連署によって行われるのが慣例となった。ところが宝永七年(一七一〇)以降は勘定奉行の筆頭であった萩原重秀が内々に銀の改鑄を行い、不法極まりないことであったが、すでに重秀亡き今となつては詳細を明らかにできない。そこで重秀に銀貨の改鑄を薦めた輩を罪科に問い、今後は同様のことがないよう厳格に処罰する。年寄役の深江庄左衛門、中村四郎右衛門、関善左衛門、細谷太郎左衛門は「遠島」、同じく中村内蔵助は「所払」、さらに役人の細谷太郎兵衛と中村時之助にも「所払」を命じ、勘定組頭の保木弥右衛門公遠と勘定役の小宮山友右衛門昌言には「逼塞」を課すとしている。

一方、銀座の支配下にあった大坂銅座の資料『年々諸用留』は、こ

の処罰について、さらに詳細な内容を記す⁽³¹⁾。

銀座方御答ノ衆中

御勘定組頭

保木弥右衛門

小宮山友右衛門

右兩人逼塞被仰付候

遠島 中村四郎右衛門

深江庄左衛門

細谷太郎左衛門

関善左衛門

江戸・駿河・尾張・水戸・紀州・京・大坂

堺・長崎、已上九ヶ国御構

追放 中村内蔵助

内蔵助倅

十五才迄親類へ御預け 中村時之助

内蔵助同前九ヶ国御構 太郎左衛門倅

追放 細谷太郎兵衛

右之外銀座之者共、御構無之者也

申渡しノ覚

一 銀之事世々之重宝のため、依之公儀より被仰付候事有之時は、古来は老中又は御留守居、於近来は御勘定奉行連判之證文を以申付候御例に候、然る所に宝永七年以来、萩原近江守并銀座御用掛り御勘定組頭等、内々之證文を以て、度々銀の位を改候事、不法之至に候、今以銀座之輩、悉く其罪科を糺さるべき事に候へども、今におゐては近江守死後に至りて、其旨請候輩之事、御礼明せられがたき二付、位下り候銀吹出し之事、近江守へ申すめ候輩、罪科に行はれ、其余は御沙汰におよばれず候、自今已後、如此之事等有之におゐては、急度罪科に可行候、且又近江守證文三通之事、公儀より被仰出候旨に無之候故、破り捨べき事に候へども、銀座におゐて近江守老人取計にまかせ吹出し候事之、永々上の證狀に可罷成物に候を以、三通共銀座之輩に預け置候者也、

五月十三日

内蔵助に加え、細谷太郎左衛門の息男であつた細谷太郎兵衛は、嚴密には「江戸」「駿河」「尾張」「水戸」「紀州」「京」「大坂」「堺」「長崎」という九ヶ国への立ち入りを禁止する「所払」であり、内蔵助の息男・時之助は十五歳に達するまで親類に預けられることとなつた。さらに内蔵助の処罰について、『徳川実紀』の典拠資料である『柳營日次記』正徳四年五月十三日条は、

銀座年寄 中村内蔵助

右銀座之もの共、宝永七年已来萩原近江守老人のはからひにまかせ、位下り候銀共吹出し候のみにあらず、就中、内蔵助事は分限を顧ず、過奢の次第、重犯の罪通るべからざるをもつて、其家

財を令闕所追放の重科に行はれ候もの也。

とし、分限を顧みない過分な奢侈があつたために重罪は免れず、「所払」に加えて「闕所」、つまり財産没収が課されたと伝える。²⁶⁾その財産の顛末は、元禄から享保までの出来事を詳細に記録した本島知辰著『月堂見聞集』のうち「卷之七・正徳四年」「卷之八・正徳六年」「卷之九・享保二年」において詳細に記される。²⁷⁾

(正徳四年)

○申渡覚

銀座年寄 中村内蔵助

一、銀座之者共宝永七年已後、萩原近江守一人のはからひに任せ、位なき銀共吹出し候のみにあらず、就中内蔵之助事其分限を不顧、過奢之限之次第、其犯罪不可通、仍而其家財を闕所せしめ、追放之重科に行はれ候者也、

午五月十三日

重追放

深江庄左衛門倅庄六郎、十五歳、九八郎、二歳

中村四郎右衛門倅十三郎、十九歳、弥九郎、十三歳

関善左衛門倅辻之助、十一歳、竹八郎

中村内蔵助倅時之助、十四歳、信弥、九歳、中之助、五歳

一、十三郎庄六郎は唯今令追放、残り候者共親類共へ預け置、十五歳に至申出候様に證文取可申事、

一、細谷太郎左衛門倅太郎兵衛儀、於江戸中村内蔵助一所に御追放被成候事、

- 一、時之助弟信弥中之助儀、十五歳迄平野藤兵衛へ御預け、
- 一、深江庄左衛門次男九八郎儀、十五歳迄伯父へ御預け、
- 一、中村四郎右衛門二男弥九郎儀、実父中村七郎兵衛へ十五歳迄御預け、

一、関善左衛門倅辻之助竹八郎、右両人十五歳迄伯父三木養甫へ御預け、

以上

○五月晦日、京都御触之覚

一、今度銀座年寄**中村内藏助**、中村四郎右衛門、深江庄左衛門、関善左衛門家財闕所被仰付候、就其所持の家屋敷、名代にて指置候事も可有之候、且又右四人方より家屋敷金銀諸道具等預り置、并倅親類手代等之名代にて預け候儀、可在之候間、遂吟味預り物等在之候はば、早々可申出候、若隱置外より於露顯は、名主年寄迄可為越度之旨、洛中洛外へ可相触者也、

一、銀座御缺所道具之覚、

中村内藏助分

(直付入札道具屋分)

- 一、十二貫三百十五匁八分 屏風類 堀川 つばや勘十郎
- 一、一貫二百二十匁 掛物類 丸屋嘉兵衛
- 一、五貫三百六十一匁 茶入茶碗類 文台や五兵衛
- 一、一貫百三十五匁 印籠之分 袋や勘兵衛
- 一、八貫六百六十一匁八分 豊(六百五十豊) 山形や源兵衛
- 一、十五貫七百三十匁 石燈籠之分 唐物や七兵衛
- 一、八百六十九匁八分 書物類 ひしや伝兵衛
- 一、十四貫八十八匁八分 端物之類 亀甲や九兵衛

一、十八貫目 衣類 ふしみ古手や

合七十七貫三百六十二匁二分(書落奥に有)

○凡そ六月廿八日より七月五日迄、道具銀高千六百七十貫目、右は町奉行所にて御売払被成候分也、此外に銀座歛所道具入札銀高在之候は、其闕所の家々にて入札在之候、則道具之内下直の分之高直の分は、町御奉行所へ御取よせ被成候而、段々入札在之候、

：

同(銀座)中村内藏助道具付落之分

- 一、七百六十八匁八分 紙蠟燭之類 文台屋善五郎
- 一、六十三貫六百十匁 蒔絵道具之類 橘屋善兵衛
- 一、三貫七百九十九匁九分 米五十六俵・大豆小豆四俵
- 堺や九郎右衛門
- ×六十八貫百七十八匁七分
- 一、四貫四十五匁八分五厘 小袖たんす長櫃類 菱屋伝兵衛
- 惣口×七拾貳貫二百廿四匁五分五厘
- ：
- 一、**中村内藏助**家屋敷合四ヶ所、代八拾壹貫六百卅八匁五分五厘
- 但立売の屋敷は入札無之候

(正徳六年三月)

○銀座中村内藏助下立売屋敷こぼち、并樹木飛石等入札有之、当月廿五日迄望之者見分仕候、則入札持参地屋敷落札、

百七十二貫三百目、札主押小路いせや弥兵衛、飛石樹木落札八貫二百目余、札主

(享保二年)

○酉二月三日、

一、下立売室町東へ入町、中村内蔵助の家屋敷、綾小路東洞院東入町、深江庄左衛門家屋敷、
右二ヶ所之家屋敷御払に成候、望の者ども来る二十六日朝五ツ時、入札持参候様に可申触候、以上、

内蔵助の長男・時之助は十四歳、さらにその下には弟があった。九歳の信弥、五歳の中之助はいずれも十五歳に生育するまで平野藤兵衛という人物に預けられた。一方、財産としての屏風、掛軸、茶碗、書物などの道具類と家屋敷四ヶ所が競売にかけられた。ただし、下立売室町東へ入町にあった本宅のみ不調に終わったため、二年後の正徳六年(一七一六)三月に解体され、庭木や飛石などが切り売りされて更地にされた。さらに翌年二月に土地の入札が行われている。³⁴⁾

その後、許されて京都に戻った内蔵助は、逆境に耐える精神をあらわす「風竹居士」と号し、上京の北野に隠棲した。いまだ昔の優美な風情が残っていたと、晩年の内蔵助と面識があった京都町奉行の与力・神沢杜口(一七一〇〜九五)が『翁草』「卷之十 享保以来見聞記」³⁵⁾「中村内蔵助以下奢侈により罪を蒙る」に出会時の様子を書き留めている。

其の後内蔵介は鳥より召返され、剃髪して風竹と号し、漂客と

成る、昔に引替たるさまなりし、余も風月の宴に折々出会たる事有しが、世を諷せし中にも、昔の優美残りなつかしき風情も見えたり、去れども付け合の句は多分述懐成しも実に理りなり。

享保十五年(一七三〇)四月二十五日、六十一歳で亡くなり、二条樋之口の善導寺(浄土宗)に葬られた。戒名を「心光院常照異夕居士」というが、墓碑正面には「瑟瑟室風竹居士」「玄々广本皓大姉」として内蔵助夫妻が連名で刻まれ、向かって右側面には「享保十五庚戌四月二十五鳥」と内蔵助の没年が認められる(図20)。なお、妻の戒名三文字目は「广」の内側全てが剥落し、本来は「庵」や「座」などの可能性も考えられるが、菅沼貞三氏による一九五一年の「光琳肖像考」では、墓碑を实見したうえで「广」と記す。剥落箇所は汚れ具合から察するに、剥落からさほどの時間経過は認め難く、当初から「广」字であったとみておきたい。

三 光琳筆の「大黒天図」と宝永の銀改鋳

銀座年寄役の中村内蔵助と光琳との関係性を考察するうえで、ここにもうひとつの絵画資料がある。光琳が手がけたという大黒天図を、江戸後期の画家・林文波が模写した作品である(口絵2・図2)。

林文波(一七八六〜一八四五)は名を直之、別に方洲と号し、菴関月とその門人の中井藍江に学んで大坂で活躍した。文政六年(二八二二)発行の『浪華画人組合三幅対』という番付には一段目に記載されることから、大坂では名の知れた画家であったとわかる。また、江戸の儒学者・松崎慊堂(一七七二〜一八四四)の日記「慊堂日



図4 林文波
「秋月等観筆寿老人図模本」
弘化2年（1845）



図3 林文波「江口君図」
江戸後期（19世紀前半）
大阪歴史博物館



図2 林文波
「光琳筆大黒天図模本」
江戸後期（19世紀前半）

暦』文政十二年（一八二九）五月四日条には、知人から文波の「九龍図」を示され、「近日の画龍の第一手」と聞かされた旨を記す。文波には他に東淀川にある江口君堂（寂光寺）の本尊を写した「江口君図」（大阪歴史博物館）（図3）、雪舟に学んだといわれる室町後期の禅僧・秋月等観の寿老人図を写した弘化二年（一八四五）の作品などが伝わり（図4）、古画の模写をよくしたとわかる。

このような一環で写された本図は、縦九三・一センチメートル、横三二・四センチメートルの絹本墨画で、「文波林直之謹摹」と署し、朱文方印「文波」と白文方印の「直之印信」を捺す。画面半分よりやや下に、前方に三つの宝珠文様をあしらう俵に乗り、右手に槌、左手に袋を持つ大黒天を配す（図5）。いわゆる「大黒頭巾」を被って袍を着る姿であらわし、胸の中心には濃墨で「宝」の一字を書す。濃いめの墨で頭巾と靴、槌を塗りつぶし、それぞれの輪郭を太めの濃墨線で括る。一方、手と下着の袖、袋は白抜きとし、中墨で輪郭を括る。顔の表現は全体的に中墨を用いて精緻に描く。上瞼、瞳、鼻孔、口唇の合わせ目など、要所に濃墨を加え、目の周りや鼻の横、唇の下部などに淡墨の隈取を加える。側頭部の髪、眉毛、口髭、顎髭は濃墨の毛描きによっている。

画面右下には原本にあった落款「法橋光琳」の署名と「潤声」の朱文印を肉筆で加える（口絵3・図6）。光琳が法橋に叙せられたのは元禄十四年（一七〇一）二月二十七日であり、「潤声」印は唐末の詩人・温庭筠による五言律詩「宿輝公精舍」からの語を用い、元禄末から宝永にかけての作品に捺される³⁶⁾。

さらに右端の余白には、



図6 同 光琳落款部分



図5 「光琳筆大黒天図模本」部分

宝永三年丙戌七月九日改通行銀印銀座之長使使予画大黒小像用之為極印因其図大之

(宝永三年丙戌七月九日、通行の銀印を改め、銀座の長吏、予をして大黒の小像を画かしめ、これを用いて極印と為す。因てその図を以てこれを大にす。)

と原本に書されていたとみられる書付をそのまま転写する。

宝永三年(一七〇六)七月九日、それまで用いられてきた銀貨の「極印」が改められることになった。そこで銀座の「長吏」、つまり「年寄役」が「大黒の小像」を自分に描かせ、これを用いて新たな「極印」とした。その「大黒の小像」を大きくしたのが本図である、と解釈できる。

光琳の落款と右の書付を有した同図様の作品が流布しているものの、いずれも状態や表現から原本と認め難く、原本が見出せない以上、本図がどこまで真実を伝えたものかを判断するのは難しい。ただ、記された書付の信憑性については検証の余地があるため、「宝永三年七月九日」の日付を頼りに、この前後に起こった銀座の動静を追跡してみたい。

秤量貨幣としての銀貨は主にナマコ形の「丁銀」と碁石大の「小玉銀(豆板銀)」に分けられ、豊臣秀吉とそれを引き継いだ徳川幕府の政策により、桃山時代から幕末まで継続して製造された。慶長六年(一六〇一)から元禄八年(一六九五)に至る九十五年間に製造された銀貨は、銀の含有率(品位)が約八〇パーセントに達し、これを「慶長銀」と呼ぶ⁽³⁸⁾。

その後、幕府は財政の確保、銀産出量の減少、海外への流出などを理由とし、元禄八年に改鑄を断行することとなる。この際に発布され

た法令について、『常憲院殿御実紀』は以下のように記す。⁽³⁹⁾

元禄八年八月十九日

令せられしは、金銀極印ふるくなりしかば、改鑄すべきむね仰出さる。近年山より出る金銀も多からねば、通行の金銀もやうやくに減ずべし。よて宝貨の品格をあらため、世に多からしめんがため、こたび仰出さるる所なり。改鑄によて世人所蔵の宝貨取公せらるるにはあらず。官府にある所をまづ改鑄せられしうへにて、世に出さるべし。その時に至り猶諸事令せらるべしとなり。

(卷三十二)

同九月十九日

けふ令せられしは、此度金銀改鑄せしめられ、漸々世上へ出へければ、これまでの金銀とおなじく心得、古金銀残らず改鑄終るまでは、新鑄ととりまじへ滞なく受授すべし。上納金もこれと同じ。新金銀は其座より出し、世にある所の古金銀と引替べし。其とき金銀ともに員数をまして渡すべし。金銀市人等より引替れば、民家其他の金銀も、心のままに市人へ渡し引替べし。古金銀貯蓄せず、漸々引換べしとなり。

(卷三十二)

つまり、「慶長銀」を回収して鑄潰し、それに銅や錫、鉛など別の金属を混ぜ、銀の含有率を落として流通量を増やしたわけである。この時に製造された銀貨の銀含有率は、「慶長銀」から二割（一六パーセント）ほど引き下げた約六四パーセントであった。この方策に深く関わったのが、勘定奉行の萩原重秀である。その意見書には、次のよ

うに記される。⁽⁴⁰⁾

御勝手元御手詰とは、畢竟、金銀の不足仕候事にて、金銀を沢山に成され候へば、自然御用途も豊かに、諸人くつろぎ可申、依之、御蔵を初め、世上流通の金銀までも、追々御新鑄の金銀を以て御引替成下され候はば、世上一般に行渡り可申、右吹替の儀は、金には銀を加へ、銀には錫又は鉛を加へ、是までの黄金一枚を二枚に、銀も同様に仕候はば、忽ち世上に金銀沢山に罷成べし、

けれども、この改鑄によつて銀貨の品質が低下したのに加え、供給量が増加したために、逆に現物の物価が高騰する結果を生み出す。また、一方の金貨である「元禄金」が「慶長金」と比べ、三二パーセントも金の含有率が引き下げられたため、銀貨の相場が高騰することとなる。さらに元禄十六年（一七〇三）十一月二十三日未明に発生した南関東大地震（元禄地震）が、幕府の財政圧迫に拍車をかけた。

この事態をうけ、重ねて改鑄を行う必要が生じ、宝永三年（一七〇六）六月六日には以下のような法令が出された。

けふ令せらるるは、近年銀乏しく、通貨とどこふる聞えあるに
より、改鑄せしめられ漸々にわたすべし。新古同じく心得、悉く
改鑄せんまではとりまじへ通用すべし。上納するも是におなじ。
新鑄の銀を其座より出し、世上の古銭と兌換するとき、銀員をま
しわたすべければ、兌換舖其他何商売たりとも、心のままに座へ
もて行引替ふべし。市人の手より引替ふる事なれば、武家其他相

はかりて市人へわたし引替ふべし。古銀貯蓄せず引替べき事、各
国其旨をしるべしとなり。 (『常憲院殿御実紀』卷五十三)⁽⁴¹⁾

覚

近年銀払底之由、其聞有之、通用不自由に相見へ候付而銀吹直
被仰出候間、吹直し候銀、段々世間へ可相渡候条、有来銀と新銀
と同事に相心得、不残吹直しまでは古銀新銀入交、遣方受取渡兩
替とも無滞可致通用候、上納銀も可為同前事、

一 新銀出来銀座分出之世間之古銀と可引替候、其節銀之員数
をまし可相渡候間、両替屋其外何商売にても勝手次第役所持參
引かへ可申事

一 銀引かへ之儀、町人手前分引かへに成候間、武家かた其外
相対にて町人江渡之引かへ可申事

附古銀貯置不申、段々引かへ可申事

右之趣至、国々所々返可存此旨者也

六月日

(『柳營日次記(年録)』)⁽⁴²⁾

鑄造された丁銀には、「宝永」から一字をとった「宝」字の円形「刻印」
が表面両端に一つずつ、計二つ打たれた。ここから、この丁銀を「宝
永二ツ宝銀」と呼称する。銀の含有率は元禄の六四パーセントからさ
らに引き下げられ、五〇パーセントとなった。

銀座役所の内部資料『銀座万覚書』第二卷「六十八 諸品銀位附御
証文写」には、この宝永三年の改鑄に関する詳細が記される。⁽⁴³⁾

●右之通、宝永三年戊七月より銀に位直り、古銀吹直、新銀に改

候、向後此旨可相守候、御老中江窺之、如斯相定者也、

宝永三年戊七月 萩 近江守

石 阿波守

中 出雲守

戸 日向守

永字銀御吹直位付御証文写、但、中字と云、

時の勘定奉行であつた萩原重秀(近江守・任期一六九六
一七一二)を筆頭とし、石尾氏信(阿波守・任期一七〇五〇八)、
中山時春(出雲守・任期一七〇二一四)、戸川安広(日向守・任期
一六九九一七〇八)の連名によって老中に伺われた結果、七月から
の改鑄が決定された。

さらに寛保三年(一七四三)頃の記録になる第二卷の「五十五 諸
品銀吹出高并引替高」は、銀貨の鑄造が行われた期間と製造量、新銀
との引き換え期間を記すが、このうち「慶長銀」「元禄銀」「宝永二ツ
宝銀」について、

慶長六丑五月被仰付、七月始、元禄八亥九月迄

一 慶長銀百貳拾万貫目程 吹出高

但、此吹出高大積り 但、歩一三歩

内

式拾八万九千八拾貫目余 元禄八亥年より正徳二辰七月迄引替

元禄八亥九月十五日より宝永三戌六月迄

一 元禄銀四拾万五千八百五拾貫目余 吹出高

内 但、歩一四歩

式拾七万百三拾三貫六百目余 宝永三戌年より寛保三亥年迄
引替高

宝永三戌七月九日より同七寅二月迄

一 宝永銀式拾七万八千百三拾貫目余 吹出高

内 但、歩一七歩

式拾六万七千百九拾三貫八百目余 宝永七寅三月より寛保三

亥年迄引替高

とある。ここから「宝永二ツ宝銀」の正式な鑄造開始時期が七月九日であったと判明する。

一方、銀貨製造の現場である銀吹所（常是役所）の記録『金銀御吹替次第』「第一吹方之部・通用銀御吹替之次第」には、

一 宝永銀 一名二ツ宝 一名初て宝 糺五 銀歩一七歩 糺御
用捨内外二匁五分

宝永三丙戌年六月十五日、吹替被仰付、同七月九日吹初、

とあり、六月十五日に改鑄が下達され、やはり鑄造の開始日は七月九日であったとわかる。⁽⁴⁾

鑄造の開始が七月九日であったと明記する資料は少なく、ほぼ銀座役所や銀吹所の内部資料のみに限定される。「大黒天図」に「七月九日」とあるのは、内部事情に通じていなければ知り難い、希少な情報を記したことになる。さらにその改鑄に必須の「銀印」、つまり銀に打刻

する「極印」の下絵を描いたというのも、次章で述べるように、銀の鑄造に関する知識がなければ記し難い情報とみることができる。

このように「慶長銀」や「元禄銀」が「宝永二ツ宝銀」に改鑄され、銀流通の不備が解消されたかに思われたが、その後、幕府の財政を圧迫するいくつかの事態が連続して起こり、さらなる改鑄もやむ得ない状況へと追い込まれる。その事態とは、まず三年後の宝永六年一月に五代將軍・徳川綱吉が逝去し、正室であった浄光院もその一ヶ月後に亡くなったことが挙げられる。それにともない、五月六日には六代・家宣の將軍宣下が行われた。その翌日から江戸城の修築が始まり、さらに十一月に綱吉の御廟が寛永寺に営まれた。同年六月には第一四代・中御門天皇の即位式があり、十二月に東山上皇の大葬が行われるなど、立て続けに幕府の出費が嵩むこととなったわけである。

これらの費用を捻出するため、勘定奉行の萩原重秀は新たな改鑄で乗り切ることを考え、將軍・家宣や老中らはそれを黙認せざるを得ない状況であった。⁽⁵⁾ つまり、萩原重秀が正式な手続きを踏まず、勘定奉行関東方組頭の保木弥右衛門と小宮山友右衛門に密かに命じ、改鑄の御触もなく鑄造させたのが宝永七年（一七一〇）三月六日からの「永字銀」、同四月一日からの「三ツ宝銀」、さらに正徳元年（一七一二）八月一日からの「四ツ宝銀」三種であった。銀含有率はそれぞれ四〇パーセント、三二パーセント、二〇パーセントと改鑄を重ねるごとに下がっていく。これらの改鑄によって幕府財政を捻出した功績が認められたためか、萩原重秀は宝永七年十二月十一日に五百石を加え、計三千七百石取りとなっている。

四 「極印」と大黒家

「大黒図」には「通行の銀印を改め、銀座の長吏、予をして大黒の小像を画かしめ、これを用いて極印と為す」と書されるように、慶長から幕末に至るまでの「丁銀」と「小玉銀」にはともに刻印を打ち付けて大黒天像をあらわし、品質を保証する「極め」とした。このような貨幣鑄造という厳格な場にあつて、光琳が宝永三年時の改鑄時にその下図を描く状況など、果たしてあり得たのだろうか。

銀座という銀貨鑄造を専門とする役所は、もともと豊臣秀吉が泉州堺と京都の銀吹屋を大坂に集め、「常是座」を結成させたことに始まる⁽⁴⁶⁾。慶長六年（一六〇一）には徳川幕府により、京都の伏見に銀座が設立されたが、その際には複数の銀吹人がおり、いずれの製品を採択するかは決まっていなかった。そこで「菊一文字」「夷一文字」「大黒」などの「極印」を有する丁銀を家康の上覧に供したところ、「大黒」の「極印」に決まることとなる。その銀吹人であつた堺の住人・湯浅作兵衛に「御銀吹役」「御銀改役」を命じ、「大黒常是」と名乗らせたことで、のちに銀吹所の責任者を継承する大黒家の礎が築かれたのである。銀貨の品質を保証する「極印」を彫つたのが常是の弟・常隆（究竟院）であつたといひ、そのひとつが大黒天像を有する「極印」である。

初代常是こと湯浅作兵衛の嫡男を作右衛門常好といひ、次男を長左衛門常春といつたが、それぞれ京都と江戸に本拠を置いたため、前者を京家、後者を江戸家と呼ぶ。その後は幕府の銀吹所（常是包所）がそれぞれの子孫により運営されることとなり、製造された丁銀が幕府に上納される際、大黒天像とともに「常是」の二字と「宝」一字の「極

印」三種を打ち、規定の五百包に包封することを職掌とした。

そもそも銀座とは官營の機関ではなく、幕府の御用達商人によって組織された事業団体であり、事務方としての銀座役所、技術方としての銀吹所（常是包所）に分けられる。銀座役所の責任を担つたのは複数からなる年寄役であり、一方の銀吹所は大黒常是ひとりの特命を拝するかたちとなつた。直接の管轄は勘定奉行であるが、その裁定は留守居役や老中に付された。

この大黒家によつて継承された銀吹所での特筆すべき出来事が、江戸家の五代長左衛門こと大黒常栄（初名常量・一六六五～一七三二）に起こつた元禄十五年（一七〇二）八月の追放である。幸田成友氏の「大黒常是考」には、勘定奉行の荻原重秀邸で言い渡されたこの際の「申渡」が掲載される⁽⁴⁷⁾。

常々身持不埒にて大分借金、其上にも不如意にて家職も勤兼候體不届に付、家職召放候、今日之内妻子家財等引取立退可申候、只今迄相動候御用に付、向後相尋儀も可有之哉に候間、実方兄本阿弥市郎兵衛に預渡し、此方江相窺候儀も有之候はば、市郎兵衛方取次可申候、且又長左衛門借金は自分相談を以借候儀に候間、長左衛門方可相済候、跡役之者江譲り可申筋には無之候間、可得其意候、

右之趣御老中江相窺申渡候、

午八月九日

江戸家五代の常栄は常々身持ちが悪く、かなりの借金があつた。それが原因となつて職務を果たし兼ねたため、妻子や家財などを引き

取って立ち退くよう「家職召放」を言い渡された。これにともない、常栄は実家であった刀剣目利職の本阿弥家分家・本阿弥市郎兵衛（光是）に引き取られることとなる。この経緯について幸田氏は、「常栄の家職追放は銀座役人の威福拡張の野心が荻原近江守を動かした結果」と解す。

一方、京家の当主であった五代作右衛門・大黒郷福も、常栄が処罰を申し渡された翌閏八月に死去してしまふ。息男の万之丞（常孝）ははまだ幼少であったため、十六歳を迎えるまでの間は銀座年寄役・日比五郎左衛門の兄であった市郎右衛門（信氏）が看抱人となり、六代を継承することとなった。

士分の紳士録である『武鑑』の「常是包所」においても、元禄十五年までは「京ばし南二丁メ 大黒や長左衛門」として大黒常栄の名が認められるが、元禄十六年版からは「京ばし南二丁メ 関久右衛門」と変り、銀座の肅正が行われた正徳四年版まで十一年にわたって同人が掲載される⁽⁴⁸⁾。

このように常栄のあとを受け、銀吹所（常是包所）を取り仕切る責任者として就任したのが関久右衛門であった。この人物の詳細については、銀吹所の記録『金銀御吹替次第』「第一吹方之部・通用銀御吹替之次第」が次のように記す⁽⁴⁹⁾。

一 元禄十五年八月九日、常量（常栄）長左衛門御役被召放、跡役関久右衛門に被仰付、右御役被召放候事は、元禄御吹替は慶長以来初而之御吹替故、不案内二而、諸雜用物入多、借金出来、御用相済候已後、前々不勝手に相成候間、色々願書を差上候処に
関久右衛門儀は銀座台所役人より座人に成、段之致立身、荻原近

江守殿之殊之外、御氣に入候由、此方願之事を久右衛門江、内々相願候処、却而久右衛門悪心二而、拝借金之願差出候様にと近江守殿被仰候由、内意申聞候二付、拝借願申上候得は、元禄吹替以後、間も無之内不勝手に相成候段、不届に候間、御役被召放、跡役は則関久右衛門江被仰付候、

慶長以来、初めてとなった元禄の銀改鑄において、銀吹所の責任者・大黒常栄が不案内だったこともあり、ことさら借金が嵩む結果となった。そこで常栄は、銀座の台所役人から座人に出世した関久右衛門に、内々に相談するように計らった。久右衛門は勘定奉行の荻原重秀と懇意であり、特に気に入られていたこともあったからである。その後、借金を願い出るようにと重秀の方から内意を伝えてきたが、実はこれが自分を排除するための久右衛門の奸計であり、結果として「家職召放」になってしまったと伝える。

関久右衛門は宝永年間に行われた「二ツ宝銀」「永字銀」「三ツ宝銀」「四ツ宝銀」改鑄の責任者となり、「極印」の打刻にも関わった。この宝永年間で改鑄された銀貨の「極印」が、それまでとは異なる様態であったことはよく知られている。

・常是極印の儀は、慶長年より大黒長左衛門へ御預けの極印にて、元禄以来年々御銀位悪しく相なり候故、御大切の極印打ち難申段、相拒申候二付、公儀向不首尾に相成、依て常是極印なし、依之宝永の新銀四品とも、関九右衛門へ被仰付極印す、
…
宝永三年より正徳元年迄四度増鑄有之、悉く位あしく、右宝永

銀四品ともに宝の極印と大黒計りなり、是は前にも云如く、関久右衛門と云者へ命ありて吹せらる、依之常是の極印なし、

(草間直方『三貨図彙』卷十八「慶長銀・慶長手本銀」文化十二年)⁽⁵⁰⁾

・宝永三年 新に銀貨を鑄る。

是れは宝永三年六月六日、新銀を以て挺銀豆板等を鑄る。宝字極印二つを刻し、常是極印なし。世に是れを二つ宝銀といひ、又宝永新銀といふ。凶録に出。此の銀、享保七年通用停止。

(茅原虚斎『茅窓漫録』「三貨の由来」文政十二年序)⁽⁵¹⁾

・宝永の初出来

一 新銀百目吹合

宝の字極印にて打

但此新銀に大黒長左衛門儀御預り之常是極印打不申候、夫故御公儀向不首尾之由及沙汰候、然共御銀之位、以前とは悪敷候二付、御大切之極印打不申候、此儀長左衛門申方利に当り候と風聞、後に銀座者頭に被仰付候、

(『金銀吹替録』⁽⁵²⁾)

慶長以来、銀貨の品質を保証する「極印」は大黒長左衛門家に預けられてきた。けれども元禄の改鑄から銀貨の品質が年々悪くなったため、同家では「極印」を打つのを拒んだという。その結果、関久右衛門が責任者となり、宝永年間には「常是」と名前を刻んだ「極印」は打たず、「宝」字と大黒天像ばかりになったと伝える。

打刻しなくなった理由は実際の「家職召放」とは異なっているものの、現存する銀貨もその通りとなっており、宝永年間の銀吹に大黒

家が関わらなかつたのは確かであった。

いわばこの「非常事態」は、荻原重秀死後の正徳四年(一七一四)五月十三日、銀座の関係者が一掃されたのを機に大きな変革を遂げた。

一 正徳新銀 銀座二而は此銀を享保銀と唱申候、銀位極印打様共慶長銀之通、銀歩一札御用捨も慶長銀之通、

正徳四甲午年五月御吹替被仰付候、此節銀座年寄深江庄左衛門、細谷太郎左衛門、中村四郎右衛門、関善左衛門遠嶋、中村内蔵助追放、関久右衛門改易被仰付、常量長左衛門者再役被仰付候、此節直に四宝銀御停止、正徳新銀吹替、初給諏訪町御吹所、御普請は公儀御入用を以御建被遊、正徳四午年申迄三ヶ年之内中年類焼二付、相願手前吹に成る、

(『金銀御吹替次第』「第一吹方之部・通用銀御吹替之次第」)⁽⁵³⁾

本阿弥光怡三男 元禄十五年御役被召放、実家本阿弥へ御預、正徳四年五月帰役被仰付、享保十四年三月隠居、同十七年九月九日死、享年六十八歳、室四代常政女、(『江戸家略譜』⁽⁵⁴⁾)

関久右衛門は比較的軽微な「改易」という処分であったが、結果として銀吹所の責任者に大黒常栄が返り咲く人事がなされたのである。

五 小玉銀(豆板銀)にみる大黒天像

大黒常栄の不勝手により、銀吹所の責任者は荻原重秀の息がかかっ



図8 A 同・JP2909 直径1.38cm



図7 A 元禄小玉銀 黒川古文化研究所・JP2734 直径1.48cm

た関久右衛門が務めることとなった。その結果、宝永年間に改鑄された「二ツ宝銀」「永字銀」「三ツ宝銀」「四ツ宝銀」に、大黒家の商標ともいえる「常是」の「極印」が打刻されることはなかった。一方、「宝永」の元号から一字をとった「宝」字の「極印」は、これまで使用されたものではなかったため、この時に新たに制作する必要があった。さらに「常是」とセットで用いた大黒天像の「極印」も大黒家によって管理されてきたこともあり、「宝永二ツ宝銀」の改鑄が始まる宝永三年七月以前に、それまでの大黒天像を踏まえて用意せねばならなかった。関久右衛門が年寄役筆頭であった中村内蔵助を通じ、下絵の制作依頼を光琳に行ったとみるのも、あながち的外れとは言えない状況があった。

それでは、旧来の「元禄銀」と新たな宝永年間の銀貨にみる大黒天像に、果たして明確な違いは認められるのか。以下で詳細な比較を行なうが、「丁銀」には大黒天像がはっきりとあらわれる作例が少ないため、製品としても安定がみられる「小玉銀」を取り上げる。黒川古文化研究所が所蔵する資料から、それぞれ二点ずつを掲げ、顔部、腹部、槌を持つ右手、袋を持つ左手、頭巾、俵の各部位に分けて検証していく。

A・元禄小玉銀 JP2734 (口絵4・図7)

直径一・四八センチ／重さ五・一二グラム

JP2909 (口絵5・図8)

直径一・三八センチ／重さ四・一九グラム

B・宝永小玉銀 JP1593 (口絵6・図9)

直径一・四二センチ／重さ四・二二グラム



図10 B 同・JP2988 直径1.49cm



図9 B 宝永小玉銀 黒川古文化研究所・JP1593
直径1.42cm

JP2988 (口絵7・図10)
直径一・四九センチ／重さ四・三九グラム

a 顔部

A 摩滅により、当初の様態を判断するのは難しいが、目、鼻、口をあらわし、口角はやや上にあがる。両側には耳も表現する。あごの下に逆三角状の凸形をあらわし、顎ヒゲとする。
B Aと同様に摩滅が激しいが、目尻を少し下げているのが看取できる。一方、耳、顎ヒゲの表現は認められない。

b 腹部

A 袍衣の左前身頃にみる衿端を凸線であらわし、大きく左に払う。さらに横一直線で裾の輪郭を引く。中央には元号である「元禄」の「元」字をあしらう。その右側にある斜線二本は何を意図したのか判じ難いものの、ここでは襟の線と見ておく。

B 袍衣の衿端を体部左側の輪郭とし、「く」字形に接するように裾の輪郭を横一直線に引く。中央には元号である「宝永」の「宝」字をあしらう。裾の下に外側に向かって細くなる凸線を左右にあらわす。裾から出た両足首と判別できる。

c 槌を持つ右手

A 縦長の三点と下線により、右腕を構成する。腕はまっすぐ向って左に突き出し、槌を握る指を横長の四点で示す。腕にみる左端の縦長点は、おそらく掌の手根部をあらわし、そこを含めて握る手を表現する。槌は楕円形の頭と柄で形づくり、柄の先端には頭の抜け

を防ぐ球状をあしらう。

B 右腕は少し下げないように向って左下に伸ばし、顔の左横に肩の線をあらわす。添う二本の縦線のうち、左は袖口、右は衣の重なりを示す。槌を握る拳は、ジャンケンの「グー」のようにかたどる。人差し指から小指までの四指を握り、親指を伸ばして人差し指の上に重ねる。掌の手根部には丸みがあり、ふくよかさがあらわれる。その上下にはわずかな凸状が確認できるが、これも袖口を表現する線である。槌は楕円形の頭と柄で構成するもの、柄の先端はAのように球状にはなっていない。

d 袋を持つ左手

A 拳を握って袋を持つ。左側にわずかな切り込みがあり、当初は指をあらわす意図があったとみえる。その右側には縦線で袖口をあらわす。袋は肩から右下に垂れ下がり、ペイズリー文様のように先端が丸く膨らむ。袋上の凸線は三叉に分かれて垂下する。なお、拳の下に三角の山形が認められるが、これは袋の口をあらわすとみえる。

B Aと同様に袋を持つが、拳は握りしめず、四指を左上に伸ばして袋の口を掴むようにあらわす。その右にあるオタマジヤクシのような凸部は、袖の表現とみえる。袋の先端はあまり膨らまざり、形状としてはAの方がきれいに処理される。手の下にみる凸部はAと同様、袋の口を表現し、先端がやや右に流れるようにあらわす。

e 頭巾

A 菱形に大きく立ち上げ、下部に太めの線を配す。そこから左右

対称に「ハ」の字形の線を加える。肩のラインとみるにはやや位置が高く、左右に垂れ下がる幞頭（頭巾）の「纓」とみておく。

B Aと同様の形にあらわすが、やや横にひしゃげ、上部の線をもに内反りに引く。このため、Aよりも布の質感が認められる。

f 俵

A 顔の正中線の延長上にはほぼ左右対称に配す。ともに楕円形にあらわすが、左は左側、右は右側が丸みを帯び、それぞれの間をわずかに開ける。垂直に渡された藁縄は、左を二本、右を三本とする。

B 顔の正中線の延長上からやや左に寄せて配す。その間はほとんど開けない。垂直に渡された藁縄はAと同様、左を二本、右を三本とする。

それぞれを描き起こしたのが図11・12である。顔と頭巾の角度をみると、Aは水平視、Bは仰角視であらわすように見え、腕から手にかけては後者の方が絵画的な表現をとる。また、俵を踏みしめる足首をあらわすのは後者のみである。

それではこの宝永年間以降に铸造された正徳（一七一―）・黒川古文化研究所・JP1586・直径一・五二センチ／重さ六・〇二グラム（図13）、元文（一七三六―）同・JP2947・直径一・五九センチ／重さ六・六二グラム（図14）、文政（一八一―）同・JP2973・直径一・四八センチ／重さ五・八九グラム（図15）の小玉銀にみる大黒天像は、どのような形態をとるのか。

時代が下るにつれ、次第に写し崩れがひどくなり、単純化されていくのは明らかである。ただし、顎ヒゲ、槌を握る四本の指、直線的に



図12 B 宝永小玉銀 大黒像描き起こし図



図11 A 元禄小玉銀 大黒像描き起こし図



図13 正徳小玉銀 黒川古文化研究所・JP1566 直径1.52cm



図15 文政小玉銀 黒川古文化研究所・JP2973 直径1.48cm



図14 元文小玉銀 黒川古文化研究所・JP2947 直径1.59cm

伸ばす腕、左に大きく払う袍の襟などの表現から、元禄小玉銀を踏襲しているとも判明する。

銀吹所（常是役所）の資料『金銀御吹替次第』「第一吹方之部・通用銀御吹替之次第」のうち、「慶長銀」に関する説明には、

慶長銀は慶長何年二吹初候哉、旧記無之、実初之極印元祖常是弟常隆彫之（究竟院と申候、大黒源右衛門先祖二而候）、

其後常柄（常柄沙汰不知）、其後徳右衛門、其後庄次郎、其後太郎左衛門、其後吉助、慶長年中分享保年中迄、右六人二而彫之、元文元年分喜左衛門、檀次郎彫之、

此極印、正徳新銀御吹替之節、図之通彫立候得共、打立候処、却而屑多出候間、少之間相用之、早速相止、定式之極印相用候、

とあり、「極印」の制作者が記される。

「慶長銀」にほどこされた「極印」は初代常是の弟であった常陸が刻み、その後、享保に至るまで常柄、徳右衛門、庄次郎、太郎左衛門、吉助の六人によって継承されてきたという。ただ、正徳改鑄の際には下絵のとおり彫刻したものの、「極め」を打刻する際に金属クズが多く出るようになってしまったため、わずかの使用に止まり、元文元年に喜左衛門と檀次郎によって新たに制作されたのが、定式の「極印」であったとしている。この「慶長銀」から「元文銀」に至る説明部分には「極印」の書き起こしも掲載され（図16）、やはり「宝永銀」とそれ以外の「慶長銀」「元禄銀」「正徳銀」「元文銀」とでは、大黒天像の図様が明らかに異なっている（図17）。

このように「極印」の制作背景を踏まえると、宝永小玉銀の大黒天

像は基本的に元禄の大黒天像のデザインを踏襲しているものの、他と異なる図様に基づいた絵画性の強い表現であると判明する。確かに直径わずか一・五センチほどの印に大黒天像を鑄るのはかなりの技術的制約があり、絵画として描かれた下絵の「大黒天図」を簡素化せざるを得なかったのも想像に難くない。それでも、宝永小玉銀にみる頭巾、槌、俵の形式は元禄小玉銀よりも「大黒天図」に近く、頭巾の纓と槌の先端の球状がなく、俵を斜め前方から捉える意識が強いとわかる。さらには足首の存在、手や腕がより絵画的な表現になっているなど、通じるところが少なくない（図18）。

以上の分析から、宝永年間の小玉銀にあらわされた大黒天像は、大黒家の管理下で製造された他の時代の小玉銀とは表現を大きく異にするのが明らかとなり、大黒常栄の追放後、関久右衛門の関与によって新たな「極印」が制作されたのは間違いなさそうである。その際、元禄の大黒天像にみる「元」字を「宝」字に改める程度でも良さそうだが、わざわざ大黒天像の細部を改め、より絵画的に表現したのには、それなりの意図があったとみななければならない。このような改鑄の状況と中村内蔵助の存在を踏まえたうえで、「刻印」の制作に光琳が関わった可能性を提示しておく。

六 光琳における江戸行の理由

宝永元年と比定できる「十一月十五日付上嶋源允宛書簡」には、銀座を監督支配した実質上のトップである勘定奉行の荻原重秀と面会し、京橋一丁目にあった銀座の屋敷に「居住」したとある。この事実を鑑みると、逆に光琳の江戸行が銀座に関する公的な出仕でないかと考



图16 常是役所編『金銀御吹替次第』「第一吹方之部・通用銀御吹替之次第」国立国会図書館



图17 同 拡大（上右「慶長銀」 上左「元禄銀」 下右「宝永銀」 下左「元文銀」）



图18 林文波「光琳筆大黒天図模本」部分

える方が難しい。それに加え、光琳は宝永年間の銀貨改鑄の真つ只中に、少なくとも三回ほど江戸に滞在した。そこでこの事績を前提とし、光琳における江戸行の理由を山根有三氏の説に沿うかたちで順に見ていくこととしたい。

a 宝永元年（一七〇四）十月中旬～二年三月中旬 約五ヶ月間

この期間の滞在について、特に積極的な理由を見出し難い。むしろbに繋がる前段として、中村内蔵助を通じ、銀座の監督者である荻原重秀をはじめとした銀座関係者との顔合わせが主目的であったとみる。

b 宝永二年（一七〇五）六月中～四年四月 約一年十ヶ月間

光琳が描いた「大黒天図」にみる「宝永三年丙戌七月九日、通行の銀印を改め、銀座の長吏、予をして大黒の小像を画かしめ、これを用いて極印と為す。因てその図を以てこれを大にす」の記述と合致する時期である。改鑄の開始が「七月九日」であることは、銀座の内部資料以外から窺い難く、具体性の高い内容と判断できる。これを事実と認め、「宝永二ツ宝銀」から続く四種の銀貨にほどこすための「極印」の下絵制作、およびこれを具現化するための調整を主目的とした江戸行とみる。

c 宝永四年（一七〇七）五月頃～六年三月中旬 約一年十ヶ月間

この期間の山根氏の解釈は、松下高徐による『摘古探要』「貳 尾形光琳の事」の記述に多くを拠っている。妻の多代を連れて江戸に引き返した時期について、著者の松下高徐は、宝永五年五月十二日に上

野厩橋藩の五代藩主・酒井忠挙（一六四八～一七二〇）から「在江戸中二拾人扶持」を下された事実から、この年に「光琳関東へ下りにや」と推量形で記す。これに対し、山根氏は「翌五年の五月ごろまで一年間も京都に滞在したとするのは筆者の解釈に過ぎない。漸く酒井家に仕えて生活のメドがついたから妻を迎えに上京したので、すぐに引き返したと考えるのが自然であろう」とする。つまり、記録どおりであれば宝永五年、山根氏の説は一年程度早い宝永四年となる。

ここでもうひとつ、この期間に関して考慮する必要があるのが、宝永五年三月八日に起こった京都の大火である。

『月堂見聞集』「卷之一」に、

宝永五年三月八日九ツ時過、油小路通姉小路下る町、西側二軒目錢屋市兵衛家より出火、翌九日七ツに留る、同町東側三条通角裏にて火留る、此町東側西側右の外皆残る、

とあるのがそれで、二条城にほど近い油小路姉小路下ルの宗林町から出火し、そこから大きく燃え広がったと伝える⁵⁶。銅座の資料『年々帳』にはさらに詳細な内容が記されるため、少し長いが掲示しておく⁵⁷。

一 宝永五年子三月八日午刻、京油小路通姉小路分出火、西南風強、北江横筋違に焼通り、禁裏様御殿共不残焼失、夫分東下かもへ火飛、及大火、上は中立売通迄焼る、同暮六つ分北東風に成、出水通、油小路三条下ル丁迄、火烧戻り留り申候、南東は寺町限り、錦小路二而、翌九日昼七つ時迄焼留る、

北東は下かも迄 南東は寺町迄

伏見院様
近衛様残る
西は油小路迄
南は錦小路迄

北は出水通迄 但中程二而は中立売迄焼る
凡町数北南三十七八丁

東西五十六丁

手前木屋町・孫橋町無別条
河原町角倉殿二而焼留る

類焼之覚 為見廻 安兵衛 善七 上す

一新在家中四郎殿

一衣店田中

一二条忠右衛門殿

一泉や三郎兵衛

一

一かがや店

一万や 一利且老

△

一両替町銀座不残焼失

一同十一日、京黒谷七拾軒余出火、焼る

一同十二日、東九条八九拾軒計出火、焼る

一子三月八日九日、京洛中焼申所覚

一九拾五軒 公家衆

一三拾六ヶ所 神社

一六拾五ヶ寺 寺数

一貳万四千軒余 町屋

一丁数四百拾貳丁

△

一禁裏様・仙洞様・春宮様・女院様・中宮様御所不残焼る

一近衛様・一条様・二条様・伏見院様・有栖川様御所残る

△

これによると、北は中立売、南は錦小路、東は寺町、西は油小路に囲まれた地域が延焼し、御池両替町上ル町にあった銀座をはじめ、御所、仙洞御所、鷹司家や九条家などの公家屋敷九十五軒、神社三十六ヶ所、寺院六十五ヶ寺、町屋二万四千軒が焼失したという。この範囲を「宝永五年京都大火絵図」で見ると、烏丸中立売西入ルの東町にあった光琳の家屋敷一軒も含まれることになる（図19）。

一方、堀川下立売上ルで漢学塾・古義堂を主催した堀川学派の伊藤

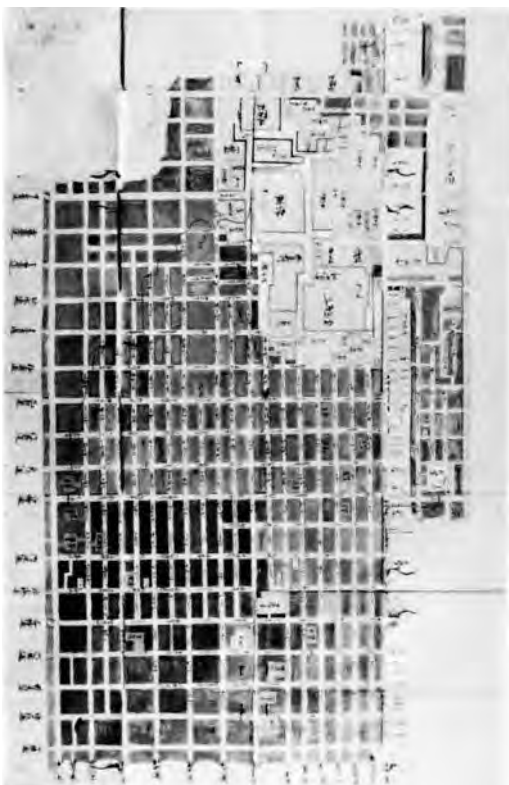


図19 「宝永五年京都大火絵図」

東涯（一六七〇～一七三六）はかろうじて類焼を免れ、間近での体験を『盃簪録』「卷之二」に綴っている⁽⁸⁸⁾。

宝永五年戊子三月八日午時、京師姉小路街油小路東轉南行、兌銀鋪伊勢屋失火、西南風急、延及宮闕、上皇宮・皇宮・東宮新殿皆燬、公卿王人之第宅、鷹司殿・九條殿已下九十余区、仏寺六十余宇、神祠七所、民家一万幾千戸、皆燬。西限油小路、東盡河原、北及今出川塔壇。既而風回北旋、又西及錦小路凡四百十七町云。

自高望之火道、凡二十許所、及明九日未時而熄、凡及十三時焉。主上及太子、遷近衛殿第為行在、上皇在一條殿。大抵百年来、生齒日聚、民物富饒、王侯士庶邸舍日華、府藏日美。延宝癸丑・乙卯、禁省再火、及民廬舍、爾後三十余年、久無火災、人皆恬安。是歳之火、倉庫蓄積多被火災、京師繁雅之区、蕩為煨燼、実応仁已来之一秦也。

出火元は両替商の伊勢屋であり、八日午の刻から翌九日の未の刻まで、およそ二十六時間にわたって燃え続けた。京都では延宝元年（一六七三）と同三年に立て続けに起こってからおよそ三十年ぶりの大火で、人々が安心しきっていたところの発生となった。特に繁華の地域が焼けてしまったことから、実に「応仁の乱」以来の街の一新であったと記す。

この災禍のもと、光琳と懇意であった二条家の屋敷は、今出川の北に位置していたために延焼を免れた。『二条家内々御番所日次記』の三月八日条によると、さっそく無事を確認した人々が火事見舞に訪れ

ている。

一、火事為御見廻伺公之輩、後藤勘兵衛、大森三郎兵衛、同藤兵衛、後藤左川、藤木大膳、緒方深省、中村権左衛門、大計助丞、岡本修理

このなかに陶工として知られる光琳の弟・尾形乾山（緒方深省・一六六三～一七四三）の名も見える。仮にこの日に光琳が京都にあったとすれば、乾山とともに訪れていても良さそうであるが、その後も見舞に訪れた記録は認められない。ようやく翌宝永六年六月四日になって「小形光琳伺公」と見えることから、この宝永五年三月八日の火災時に光琳は京都におらず、江戸にあったと見るのが自然である。

ただし、名が見えないのは、遡ること三年前の宝永二年三月二十日からであり、それから宝永六年六月四日に至るまで四年三ヶ月の歳月が流れる。宝永四年四月に妻・多代を連れに戻った際にも二条家には伺候しておらず、やはり山根氏が言うように、その後まもなく江戸に引き返したとみるべきであろう。

それではなぜ、それほどまで江戸行を急がなければならなかったのか、との新たな疑問が浮上する。このことに関しても、これまで考慮されてこなかった光琳の娘・富（とみ）の存在に触れる必要がある。

富については、光琳の息男・寿市郎の末裔に伝えられた「小西家旧蔵資料」の『系図』に、

女 名初そね、後とみ、妾腹、元禄八年出生、江戸町人小島や

田井庄兵衛妻

とあり、さらに『小西緒方石井三家過去帳』に、

量譽浄長寿源禪定尼 安永三甲午年五月廿二日

江戸町人小島屋庄兵衛姓田井妻、俗名そね、後とみ、行年八十歳、小形光琳娘、小西彦右衛門方淑之姉、後京都に住居、西村屋

治助母

墓 四条裏手町 称名寺

と記される。⁽⁸⁾ 富（一六九五〜一七七四）は元禄九年に光琳のもとに奉公人として入ったさんとの間に生まれた子で、それに先んずる前年に生まれた。寿市郎（彦右衛門方淑・一七〇〇〜五二）より五歳年長の実姉であり、はじめ「そね」と名乗った。江戸の町人・小島屋庄兵衛こと田井家に嫁いだが、嫁入り後も弟の寿市郎とは交流を続けたことが資料からもわかる。

寿市郎が大勘定役として勤めた銀座の資料『銀座万覚書』第一巻には、「御関所女切手之事并願書写」という重要な文書が含まれる。⁽⁹⁾

小西彦右衛門より切手順之節

書付を以申上候

女式人（とみ四十歳、尼妙意五十歳）、是は私方より江戸伊勢町小島屋庄兵衛方え下着仕候、道中福島御関所無相違罷通候様、御奉行所御手判頂戴仕候様御願可被下候、右とみ義は庄兵衛母にて、尼妙意は伯母にて御座候、私為二はとみ義は姉にて御座候、

私母相煩候二付、先月中旬為見舞罷登、私方二逗留仕罷有候処、此度信州善光寺え参詣仕、夫より帰国仕候故、御手判奉願差下申度存奉候、右之者共二付、以来いか様之儀出来仕候共、私共罷出申明メ、各様え少も御苦勞掛ケ申間鋪候、右御手判之儀御願可被下候、奉願候、以上、

下シ主

享保十九年寅六月

小西彦右衛門

葭屋町通中立売上ル町

証人 中島五郎四郎

銀座

御年寄中

証文

一女式人、從京都信州善光寺え参詣仕、夫より伊勢町小島屋庄兵衛方え指下申候二付、御切手之儀御願申上候処、各様御加印被下、福島御関所罷通候様、御奉行所御手判御願被下候処、早速被下置請取申候、右女二付、以来いか様之儀出来仕候共、私共罷出申明メ、各様え少も御苦勞無之様可仕候、為後日仍如件、

下シ主

享保十九年寅六月

小西彦右衛門

葭屋町通中立売上ル丁

証人 中島五郎四郎

銀座

御年寄中

町御奉行所之願書写

女式人内（とミ四十歳、尼妙意五十歳）、是ハ京都小川通二条上ル町ニ罷在候小西彦右衛門所より、信濃国善光寺え参詣、夫より江戸伊勢町小島屋庄兵衛方え下着仕候、道中福島御関所無相違罷通候様、御手判頂戴仕候ハバ難有可奉存候、右とミ義は庄兵衛母にて、尼妙意は伯母にて御座候、下シ主彦右衛門為二はとミ義は姉にて、妙意儀は縁者尼にて御座候、彦右衛門母相煩候二付、先月中旬為見廻罷登り、彦右衛門方ニ逗留仕罷在候処、此度善光寺え参詣、夫より帰国仕候故、御手判奉願差下申候、右女共二付、以来出入仕候ハバ、私共罷出其明メ可申上候、其上相違之儀御座候ハバ、いか様ニも可被仰付候、為後日仍如件、

銀座戸棚役

享保十九年寅六月 下し主 小西彦右衛門

銀座年寄

平野作左衛門

同 岸部次郎右衛門

同 中村吉右衛門

御奉行所様

此書付六月廿三日作左衛門殿、彦右衛門同道にて西御役所へ御出被成、証文方鶴飼次五右衛門え御渡被成候差図にて、御月番計にて相済、東御役所へハ写不差出、

御手判之写

女式人、内尼壱人、從京都信濃国善光寺え参詣、夫より江戸迄御関所無相違可被相通候、是は彼地伊勢町小島屋庄兵衛母、并伯母之由、当地小川通二条上ル町銀座役人小西彦右衛門、同年寄共

依断、如此候、以上

享保十九年寅六月廿三日

向井伊賀守

本多筑後守

福島女改中

西御役所え次郎右衛門殿、彦右衛門殿被召出、証文方鶴飼治五右衛門より被相渡候、御関所罷通り候日限江戸表より可申越旨被申聞候、

最初に揭示されるのは、享保十九年（一七三四）六月に銀座の年寄役に提出された寿市郎の書類である。これに銀座から町奉行に提出された書類が続き、いずれも手判の発行を願う内容となっている。

その手判とは、四十歳の姉・富と五十歳の伯母・妙意に関する関所（木曾福島用）の通行手形である。特に姉の富は五月中旬に母の病氣を見舞うために京都に逗留したのち、江戸へ戻る道中として中山道を東下し、信州善光寺へ参詣するために木曾福島の関所を通過する必要があった。⁽⁶³⁾ ここで言う病氣の「母」とは、富からすれば義理の母にあたる光琳の本妻・多代（一六六五～一七四一）とみなければならぬ。富と寿市郎の産みの母はさん（？～一七四二）という女性で、長らく乳母として光琳の家に奉公していたが、寿市郎の小西家との養子縁組を見届けたあと、宝永七年（一七一〇）に表千家の茶人であった町田秋波に嫁いだからである。

一方の妙意（一六八五～一七五八）とは『小西・小形・石井有縁霊名記』に、

积尼 妙意 河内屋清左衛門延清妻

名きち 小西吉之助方守之実母信実母也、宝暦八戊寅年十二月六日死去 墓所 西大谷廟所

とある人物で、大坂の河内屋清左衛門延清の妻で、小西家の七代を継いだ方守（一七七五～一八二三）の実母・信の母親であったとわかる。

さらにこの書類には、富に関して江戸伊勢町の小島屋庄兵衛の母と記される。伊勢町とは日本橋の地名だが、本姓を田井といった小島屋庄兵衛が何を家業としたかは明らかでない。⁽⁶⁵⁾ただし、日本橋の西堀留川には米問屋や仲買が多く、その中心であった伊勢町の河岸通りは「米河岸」と呼ばれていたため、おおむね米問屋の可能性が想定される。

それではどのような縁があり、いつ富は小島屋庄兵衛こと田井家に嫁ぐこととなったのか。

正徳三年（一七一三）正月二十五日、光琳は息男・寿市郎と妻・多代それぞれに宛てた遺書をしたためた。⁽⁶⁶⁾なかに二人目の妾であるあやに加え、その間に産まれた勝之丞への処遇についての言及はあるが、娘の富については一言も触れていない。また、弟の寿市郎が九歳で小西家と養子縁組を行った宝永五年（一七〇八）十月九日までは、五歳年長であった富もすでに嫁いでいた可能性をみる必要がある。妻の多代が寿市郎の養子縁組のため、宝永五年十月までに京都へ戻った段階で、富は十四歳に達していたからである。なぜ光琳がわざわざ妻を連れて江戸に赴く必要があったのかを考慮しても、富の婚礼準備から祝言を挙げるまで付き添ったとみるのが自然である。ただし、可能性として『二條家内々御番所日次記』に約一年七ヶ月の空白がある宝永六年六月四日から同八年（正徳元年）正月十一日までの期間も、そ

の候補としては残りうる。けれども、宝永七年七月五日に多代の弟が亡くなっているため、可能性としては宝永六年六月から七年七月の一年あまりの間に絞られる。⁽⁶⁷⁾

その後、光琳が宝永五年五月十二日に酒井家から「二十人扶持」を賜ったのは、三月八日に起こった京都大火の報に接し、ある程度の復興作業を経て事が収まるまでの間、不自由な生活が予想される上京を先延ばしにし、江戸に留まる決定をしたからとみる。結果として京都に戻ったのは、大火から一年あまりを経た宝永六年の三月頃ということになる。

おわりに

本稿は林文波（一七八六～一八四五）が写した光琳の手になる「大黒天図」を手掛りとし、光琳の江戸行にはどのような目的があったのかを探ってきた。美術史において文献資料に限られる画家の研究は、どうしても作品を中心に論じるしかないが、逆に作品における資料性の問題をより慎重に扱わなければならない。また、作品からのアプローチだけでは、彼らの作画活動が実社会の現実とどれだけ結びついていたのか、その具体性を描き出すことは難しい。それゆえ、いったん研究が飽和状態に達してしまうと、その停滞感を打ち破るのにはなかなか困難となってしまう。一方、貨幣史の研究においても、特に銀座に関係する資料は極めて少ないことから、田谷博吉氏による『近世銀座の研究』に新たな事実を積み上げることもまた容易ではないと思われる。加えて貨幣そのものに対する研究は、ほぼ実寸大の図版掲載ということが禍いし、特に小品について物理的な検討を行うのは不可

能に近く、貨幣を所蔵する博物館や資料館も極めて限定的であるため、現物を手にとつての観察も簡単ではない。ここで指摘した「宝永銀」の図像的な特異性に関して、以上のような理由から、これまで長らく注目されてこなかったのではないかとみられる。

元禄と宝永の小玉銀に関する比較検討を通じ、わずか一・五センチメートルほどの大きさであるにもかかわらず、そこにあらわれた大黒天像は拡大に耐えうるほど、精巧な造形を認めることが可能である。特に宝永小玉銀の「宝」という書体の精巧さには目を見張るものがあり、「刻印」としての精度は非常に高い。この事実は、江戸時代における「ものづくり」の様相を考察するうえでも改めて重要な手がかりとなるはずである。

「学際研究」の方法について、お互いの領域を侵さず、それぞれの分野をそれぞれの専門家に任せて進めることも重要ではあるが、むしろ研究者一人の中でそれぞれの知識を消化し、新たな仮説を提示するのも時に必要ではないか。専門でないことを口実として、他領域に関する知識を閉ざしてしまうのは「智の探究者」の姿勢とは言えず、たとえ至らない部分があったとしても、アプローチの異なる仮説であるがゆえに、それが新たな刺激を生み出し、結果として何らかの成果に結実することも十分にあり得る。本稿の一仮説が、それぞれの分野における発展的研究の礎になれば幸いである。



図20 中村内蔵助夫妻墓碑 善導寺
(京都市中京区)

【註】
はじめに

- (1) 福井利吉郎「小形光琳の生涯に就て」(『福井利吉郎美術史論集 下』中央公論美術出版 二〇〇〇年)。
 - (2) 相見香雨「光琳東下考(上)・(中)の二」(『大和文華』第二十九三十三号 大和文華館 一九五九〜六〇年)。
 - (3) 小林太市郎「小林太市郎著作集六 光琳と乾山」(淡交社 一九七四年) 所収。
 - (4) 山根有三「山根有三著作集三 光琳研究一」(中央公論美術出版 一九九五年) 所収、「尾形光琳年譜」「光琳の自筆書状と解説」「光琳と中村内蔵助―光琳筆・中村内蔵助を中心に―」「続・光琳と中村内蔵助―光琳の後半生、宝永年間を中心に―」。
 - (5) 山根有三「小林太市郎先生における光琳・乾山と私」(小林太市郎「小林太市郎著作集六 光琳と乾山」淡交社 一九七四年) 所収。
 - (6) 山根有三「続・光琳と中村内蔵助―光琳の後半生、宝永年間を中心に―」(山根有三著作集三 光琳研究一) 中央公論美術出版 一九九五年 所収。
 - (7) 仲町啓子「光琳論」第五章 光琳の江戸行き成果と意味(中央公論美術出版 二〇二〇年)。
- 一 光琳における江戸行の時期
- (8) 「二條家内々御番所日記」については、神通せつ子・山根有三「光琳関係資料―二條家内々御番所日記抄録―」(『大和文華』第三十三号 大和文華館 一九六〇年)を参照した。
 - (9) 野間光辰「後素瑣談―師宣と光琳について」(『日本美術工芸』第三三三号 一九六五年) 註6。
 - (10) 銀座役所に関する資料集『銀座万覚書』によると、第一巻の「三十三 年寄役以下退役願并養子願之事」に収められる宝永三年九月の文書に「中村九郎右衛門」・宝永七年三月の「廿一 銀(大)判之事」に「中村内蔵助」との署名がそれぞれ認められる。署名をもとに考慮すればこの期間となる。確かに「四 佐渡御灰吹三ヶ年越御預ケより(但州・石州) 当時御灰吹銀五百貫目壹ヶ年上納延被仰付候事」には「宝永六寅年四月」として「年寄役中村内蔵助」と記されるが、後世に編纂された資料であるため、この点には注意が必要である。西脇康校訂・補書『銀座万覚書―京都銀座役所年寄の手帳』(書信館出版 二〇〇六年) 所収。ただし、「二 光琳と中村内蔵助」でも述べるように、『武鑑』によると宝永五年版までは「中村九郎右衛門」・宝

永六年版からは「中村内蔵介」で掲載される。『武鑑』の掲載内容について、さほど厳密ではないとの見方もあるが、銀座の情報については、ある程度の正確性があると判断する。

- (12) 銀座役所に関する資料集『銀座万覚書』の第二巻「八十一 (江戸勤番詰合之事)」に掲載される元禄十三年五月の文書に「向後は一ヶ年半在京仕、三月九月二代り合、御地在番半年詰二仕度奉願候」とある。西脇康校訂・補書『銀座万覚書―京都銀座役所年寄の手帳』(書信館出版 二〇〇六年) 所収。
- (13) 水尾比呂志「尾形光琳と草花絵―草花図巻を中心に―」(『国華』第八八九号 一九六六年) に詳しい。
- (14) 国立国会図書館本を参照した。請求番号一〇二一―一六九。 註6。
- (15) 山根有三「小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究」(中央公論美術出版 一九六二年) 所収「二二五 尾形光琳書状」。
- (16) 山根有三「小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究」(中央公論美術出版 一九六二年) 所収「二二四 乳母さん証書」。
- (17) 山根有三「小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究」(中央公論美術出版 一九六二年) 所収、「一〇二 尾形光琳屋敷造作仕様帳」「一〇三 尾形光琳屋敷間取図」「一〇四 尾形光琳屋敷間見積り帳」「一〇五 尾形光琳屋敷圍仕様型紙並間取図」「一〇六 尾形光琳屋敷大工材木控帳」「一〇七 尾形光琳屋敷造作増加分之覚」「一〇八 尾形光琳屋敷造作減少分之覚」。
- (18) 菅沼貞三「光琳筆藤原信盈像に就て」(『美術研究』第七十六号 一九三八年)、「光琳肖像考」(『芸文研究』第一号 一九五二年十二月)、「光琳筆中村内蔵助像」(『大和文華』第五号 一九五二年)。
- (19) 光琳と中村内蔵助
「中村内蔵助像」の賛は以下のとおり。
今茲藤信盈季三十六預定没後之号曰、心光院常照異夕居士、且令画其肖像自筆一句遺于屋漏於是乎、識其歲月云、
元禄十七祀在甲申三月
平璋元伸
- (20) 信盈君、遁世而号風竹居士、寓居洛北野焉、享保庚戌年四月廿五日六十有余歳而寂葬于樋口善導寺也矣 信盈嫡信逸書「東山の衣装比べ」に関する光琳の意匠性については、拙稿「京の町絵師・尾形光琳の意匠性と光琳文様―江戸時代の京都に見る淡雅の系譜―」(『古文化研究』第七号 黒川古文化研究所 二〇〇八年)で詳細を論じた。
- (21) 註11。

(22) 『住友史料叢書 銅座公用留 銅座御用扣』(思文閣出版 一九八九年) 所収。この間の状況については、今井典子氏による同書の「解説」や向井芳彦「近世前期に於ける銅貿易と住友」(『泉屋叢考』第八輯 住友修史室 一九五六年)が詳しい。

(23) 山根有三『小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究』(中央公論美術出版 一九六二年)所収「二〇 尾形光琳契約書案」「二二 尾形光琳契約書写」「二三 中村九郎右衛門契約書」「二四 森村猪左衛門書状」。

(24) 仲町啓子『光琳論』(中央公論美術出版 二〇二〇年) 所収「小西方之筆 小西系譜」の四代「九郎右衛門」項目に、

実子無之二付、京都住画師小形光琳倅辰次郎(于時九才、表向十才)養子ニ致度段、宝永五戊子年、年寄役へ願書差出候処、於江戸表御勘定所へ伺上有之候処、同年十月九日願之通御開濟御付紙被下、とある。

(25) 山根有三『小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究』(中央公論美術出版 一九六二年) 所収「二六 尾形光琳遺書」。

(26) 仲町啓子『光琳論』(中央公論美術出版 二〇二〇年) 所収「小西方之筆 小西・小形・石井有縁霊名記」には、

玄玄室風竹 中村内蔵助信盈
初名九郎右衛門、銀座年寄役相勤、小西彦右衛門方淑之妻勝父、彦右衛門方淑受恩之人也、享保十五庚戌年四月廿五日死去、行年六拾貳歳、とある。

(27) 山根有三「統・光琳と中村内蔵助―光琳の後半生、宝永年間を中心に―」(『山根有三著作集三 光琳研究二』中央公論美術出版 一九九五年 所収) 註38を参照した。『小西方守筆 小西歴代并支族霊名記』に、

梅岑栄芳善女 同妻 名勝、銀座年寄中村内蔵助信盈娘、享保六丑年正月九日死去、行年貳拾才、墓所安養寺と掲載される。

(28) 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成 第五〜七巻』(原書房 一九九六〜七年)のほか、元禄十三年版は史料編纂所本、元禄十四年版は国文学研究資料館デジタルアーカイブ、宝永五年版は東京大学附属図書館本、宝永六年版は九州大学附属図書館本をそれぞれ参照した。

『宝永六年版武鑑』
「銀座」

在京橋南一丁目
京両がへ丁 中村内蔵介
京橋南一丁目 後藤四郎三郎

京橋南一丁目 日比谷五郎左衛門
京都両がへ丁 中村四郎右衛門
京都両がへ丁 深江庄左衛門
京都両がへ丁 小南宗左衛門

(29) 本文中に引用しないもののいくつかを、以下に掲示しておく。

●『柳營日記』(国立公文書館) 正徳四年五月十三日条

銀座年寄 中村内蔵助

右銀座之もの共、宝永七年已来荻原近江守老人のはからひにまかせ、位下り候銀共吹出し候のミにあらず、就中、内蔵助事は分限を顧ず、過奢の次第、重犯の罪通るべからざるをもつて、其家財を令闕所追放の重科に行はれ候もの也。

追放

太郎左衛門子

細谷太郎兵衛

幼年十五才迄一類共へ御預ケ

内蔵助子

中村時之助

右於評定所大目付中川淡路守・町奉行松野耆岐守・御勘定頭不残、御目付鈴木伊兵衛・天野弥五右衛門・御勘定組頭松岡弥太郎列坐、淡路守申渡之、●『京都御役所向大概覚書 六』(『京都御役所向大概覚書』清文堂出版 一九七三年・『未刊隨筆百種 第七卷』) 所収の『洛水一滴抄』もほぼ同内容である)

「四十二」銀座元年寄四人闕所金銀之事

正徳四甲午年、銀座年寄中村内蔵助、深江庄左衛門、中村四郎右衛門、閑善左衛門御闕所有金銀・預ケ金銀錢、其外家屋敷、田畑、藪山、諸道具御払代銀、大積勘定高、

金八千七百兩程 右金・有黄金共に

金千三拾兩程 預ケ金

銀千六百貳拾貫目程 有銀

但、此外に品違之金銀少々有之

銀三百拾五貫目程 預ケ銀

銀貳千三百七拾貫目程

但、是ハ家屋敷、田畑、藪山并諸道具御払代銀高

錢百五拾貫文程 有錢

右年寄四人御闕所、有金銀并預ケ金銀、家屋敷、田畑、藪山、諸道具代銀共金二積り

凡八万四千四百兩程 但六拾目替之積

此外に家屋敷七ヶ所、千とせ硯箱、片輪車手箱、若狭盆等は御払残有之、此代金大積八千兩程、

右關所金銀之訳左に記

一、銀千三百拾貳貫四百目余

右は去年午五月、右四人御關所二付、四人諸道具之内、刀、脇差、茶入、茶碗、掛物、屏風、其外表具切品々有之、小道具入札を以御払に罷成候、代銀買入上納、同七月二条御城内御蔵江相納候事、

一、銀四百三拾八貫百目余

右は去年五月、右四人御關所二付、四人家屋敷貳拾三ヶ所之内、拾貳ヶ所入札を以御払に罷成候、代銀買入上納、是ハ貸附二仕、其利足銀吹分所入用ニ相渡候様にと、同午十二月、御勘定奉行より申來候二付、町方江貸付被置候事

一、銀壹貫貳百目余

右は關善左衛門今当地町人鼠屋半兵衛預ケ置候、中峯筆墨跡一軸、右之水鉢、未八月御払二仕候様に御勘定奉行申來候二付、入札を以相払候銀高

一、銀三拾九貫六百目余

右者去る午五月、銀座年寄中村内蔵助、深江庄左衛門、中村四郎右衛門、關善左衛門御欠所諸道具之内ニ有之候、銀之小道具并表具切等、入札を以御払に罷成候代銀、

一、銀四百八拾六貫百目余

右者去る午五月、右四人御關所雜道具、入札を以御払罷成候代銀

一、銀座年寄中村内蔵助御關所有金銀錢品違之金銀

一、黄金拾四枚 一、金貳千拾八兩三歩貳朱

一、銀百六拾七貫百七拾壹匁九分 一、離大判壹枚

一、潰金 此目一匁七分 一、銀小判三兩

一、銀一歩貳つ 一、甲州壹歩八つ

一、甲州貳朱判壹つ 一、南部金貳つ

一、古壹歩判貳つ 一、逆小判壹兩

一、逆壹歩七つ 一、本之字壹歩貳つ

一、向相壹歩壹つ 一、金錢三つ

一、銀錢拾五

一、銀座年寄深江庄左衛門御關所有金銀錢品違之金

一、金六千五百八兩壹分、

一、銀七百貳貫四百七拾七匁七分、

一、錢拾六貫七百六拾五文、一、金丸流三つ、

一、惡金壹兩貳朱

一、銀座年寄中村四郎右衛門御關所有金銀

一、金七拾九兩壹歩貳朱、

一、銀六百六拾九貫八百貳拾七匁

一、銀座年寄關善左衛門御關所有金銀錢

一、黄金貳枚 一、金三拾兩壹歩、

一、銀八拾七貫三百八拾貳匁八分 一、錢百四拾貫文、

一、燒金 此目貳拾九匁四分

右之通ニ御座候事

一、金千三拾兩余

是は右四人之者所々江預ケ置候金子、吟味之上、追々上納仕候様ニ申渡候

一、銀三百拾五貫目余

是は右同斷

去る午五月、右四人御關所家屋敷

貳拾三ヶ所并田畑藪山、

内

一、貳拾ヶ所 御払代銀左ニ記之、

四ヶ所

此四ヶ所は銀吹分所御用掛り之御勘定面々、御徒目付・御小人目付寄宿

ニ罷成候、

壹ヶ所

此壹ヶ所ハ女御御普請御用掛之面々寄宿ニ罷成候處、御用相仕廻、追而

御払に罷成候積り、

此家屋敷、飛石、樹木、落札 銀高百八拾貫八拾九匁九分

右者正徳六申年三月廿五日入札披申付、伊勢屋弥兵衛と申者落札主、右

之通に候得共、末御払に可罷成哉否不相知候、

貳ヶ所

此貳ヶ所は銀吹分所并吹分之細工人役所等ニ罷成候事、

壹ヶ所ハ深江庄左衛門屋敷（表口拾八間程、裏行貳拾貳間程）
壹ヶ所ハ中村内藏助屋敷（表口拾九間程、裏行拾六間程）
四ヶ所

此四ヶ所之内壹ヶ所ハ大坂ニ有之候、三ヶ所ハ京都洛外ニ有之、田畑、
藪山ハ丹州、摂州、城州ニ有之、御扨ニ仕、此代銀百壹貫八百目余、

一、千とせ硯箱

落札代銀三拾貫五拾目八分

一、片輪車手箱

落札代銀貳拾八貫七百九拾九匁九分五厘

一、若狭盆

落札代銀八貫七百三拾目

右三品は深江庄左衛門御關所道具之内に有之候處、御扨指除、二条御城
御藏江相納候様にと、去ル午九月松平紀伊守殿被仰渡、其通に仕候事、

一、金八千七百兩 二条御城内に有之、

是は銀座年寄四人有金

一、銀貳千九百三拾貳貫四百目程、右同断、

是は右四人有銀并御扨物代共、

一、錢百五拾六貫文 右同断

是は右四人有錢

但此外品違之金銀有之、

内

六百貫目

是は銀座年寄後藤四郎三郎江渡し候由、三輪市十郎帳面有之、

一、千とせ硯箱 二条御城内に有之、

一、片輪車手箱 右同断

一、若狭盆 右同断

品違

一、通用無之金之分、

当酉四月五日於安房守役所、三輪七之助并所司代組頭与力古在弥五左衛
門・戸田弥次右衛門を請取之、同日金銀引替所谷長右衛門江相渡、

同断

一、通用無之銀之分

当酉四月五日於安房守役所、右之衆中を請取之、同日在京之御勘定小林
孫四郎、唐原八兵衛右兩人請取手形ニ而相渡、

一、銀千五拾七貫六百目程、東御役所に之有之
是は右同四人御掛物品々代銀、

内

六拾九貫六百九拾貳匁貳分五厘

右は深江庄左衛門、中村内藏助屋敷、吹分所并吹分細工人役所等普請入
用銀相渡、

但、吹分所之儀、正徳四年午九月御老中が被仰下、且又水野因幡守・大
久保甚右衛門・萩原源左衛門を委細申來候事、

附、甚右衛門病氣ニ付、代り丸毛五郎兵衛上京、

入交銀品々

一、拾四貫八百貳拾匁九分

此代り新銀

八貫八百貳拾四匁貳分貳厘八毛

右当酉四月十五日於安房守役所請取之、同日銀座年寄徳倉文十郎・下
村甚兵衛に相渡、代り新銀同五月十九日、二条御城内御藏江納る、

銀吹分所御用掛正徳四年十月上京

御勘定組頭 壹人

御勘定 四人

御徒目付 四人

御小人目付 八人

右御小人目付八人之内江水夫五人被下候、但老入ニ付昼夜三匁宛之積り、

正徳五年未四月

右之通交代

同年八月

右之通交代

正徳六年申三月

右御勘定組頭老入、御勘定貳人、御徒目付貳人、御小人目付貳人此度減
候、御小人目付之儀、少給之者ニ付、於江戸久世大和守殿江相窺、水夫六
人被下候ニ付、老入に老入宛之積り相渡候に水野因幡守・萩原源左衛門を
申來候事、

●『江戸真砂六十帖広本 卷之五』〔燕石十種 第二卷〕国書刊行会
一九〇七年

銀座奢り露頭の事

銀座年寄内藏之助の事露頭して町奉行所より二組与力同心不殘銀座町迄

取巻て一人もらず召捕ぬ、此訳は銀の位悪敷成たる上御定より銅の割多くして吹し故、其奢り甚敷中にも内蔵之助住居美々しく庭の砂利に銀の小玉を敷、心台の物の砂利も同じ夏の蚊屋は紗に金蘭の縁のよし、座敷の腰通りは天鷲絨のよし、扱吉原へ行て夥しく金をまきちらし、後に不残年寄の分は遠流し、下手代は所々御構にて追放也、

●『過眼録』（『続燕石十種 第一巻』国書刊行会 一九〇九年）

「五 中村内蔵介等一件 萩原近江守」

…按ずるに此御答の事、享保にはあらず、正徳四年甲午四月十三日、於御評定所被仰渡、宝永七年己未萩原近江守殿内々之證文を以、度々吹替之位を下候、私曲罪科に付、銀座年寄之内中村四郎右衛門、深江庄左衛門、関善左衛門、細谷太郎右衛門四人は流刑、中村内蔵助俸時之助、細谷太郎兵衛等は軽重之御追放、十五歳已下の俸は御預け区々になり、其刻限前（松野老岐守殿御掛り）未明に三方与力同心百卅人余、右之者其宅え被遣、実財欠所封印付、5月廿三日改之内金百四十一兩三分二朱は深江庄左衛門欠所金、二百五兩二分中村四郎右衛門欠所金、五百廿七兩二分二朱席善左衛門欠所金、三百九十一兩三分中村内蔵介欠所金、大判十三枚細谷太郎左衛門欠所金、一万三千六百九十兩二朱細谷太郎左衛門欠所金、右元銀座年寄五人欠所金なり、銀子は員数不知、同廿七日細谷太郎是文宅え役人立合改めあり、員数記さず、

或云、御勘定萩原近江守、金銀御蔵入減少を補ふ為に、金には銀を四分加へ、銀には銅を二分加へ、吹替可被仰付と言上す、御役中御伺相済、金銀兩座被仰付、本郷大根畑に二丁四方に金座建て吹替有り、是を元禄金と云、始て金の位悪くなる（元禄八年乙亥なり）、銀座は京橋にて吹立（此節銀座見世吹とて、毎日近江守へ金百兩家老用人へ金五十兩づつにて五ヶ年のうち吹替なり、銀座より賄賂何程といふ事をしらず云々、文廟の御代近江守不首尾にて切腹したりと聞ゆなどいへり、此事いかが有べき、銀座の方こそしらね、銀座のかたは新井白石の説あり）、

折焚柴の記正徳三年九月十一日、萩原近江守重秀、其職を奪はれて召籠らる、世人大に悦びあへれ共、其形をばしらず、実は此年の春三月より昨日十日に至りて、我封事奉りし事三度に及びし故なり云々、御所改め造られて是をみせ給ふに、世に聞へし事の如くにもあらず、又人の申ほどの国財用られしやうにも思はれずといへる所に云、重秀管作の事を申行ひし、初に御蔵に有処の材木皆々用に当らずとて、商人共の詐より取用、此年頃の習はしなれば、一本の値百金をもてかぞふるほどの事なるに、重秀かた時に其値を論じ定めむには月日の移りなむ、只彼等が申所の儘に召るべし

といひしほどに、其功費を合せて七十余万兩の金を用ひられしなど聞へぬ（…）などあるをもて、翁草などの説相違を知るべし（…）、

(30) 『増補訂国史大系 徳川実紀 第七篇』（吉川弘文館 一九八二年）。

(31) 『住友史料叢書 年々諸用留 二番・三番』（思文閣出版 一九八六年）。

(32) 国立公文書館デジタルアーカイブを参照した。請求番号一六四一〇〇一四。

(33) 『続日本随筆大成 別巻 近世風俗見聞集二二三』（吉川弘文館 一九八一年）。

(34) 中村内蔵助の邸宅については、川上貢「元禄期特権町人の居宅―銀座元年寄中村内蔵助闕所屋敷について―」（『史迹と美術』第二九八号 一九五九年）が詳しい。

(35) 『日本随筆大成 第三期 十九』（吉川弘文館 一九七八年）所収。

○中村内蔵助以下奢侈により罪を蒙る

享保の始、京都町人銀座年寄中村内蔵介、深江庄左衛門、関善左衛門、中村四郎右衛門事、奢超過に仍て、関東の御沙汰として、右四人遠島追放等被仰付、則京都町奉行所へ、四人を召呼ばれ、内蔵介庄左衛門は遠島、善左衛門四郎右衛門は追放の段、奉行衆被申渡、右宿所へ引連れて、与力同心を被差越、金銀諸式に悉く封を付させ、急ぎ欠所仰付らる、四人が宿所には、思ひ寄ざる事なれば、周章する事夥し、中にも深江庄左衛門が妻は、驚の余りに心転動して、其の場に於て自殺す（『兼山秘策』にも記事あり）、扱諸式金銀を改る処に、若狭盆に、小倉色紙チトセノ硯片輪車の手筈、其の外天下の名器数多有之、金銀は華奢に費たる故か、案の外少く、四人の都合高金にして凡十万兩計なり、各二条御城へ納る、此の奢の事に付ては、色々の物語あれども筆に尽難き故爰に略す。内蔵介世盛りの時、金銀を以て歓樂は、凡そ心に任せずと云事なく、あらゆる事を任尽しぬ、此の上に京都根生ひの町人に参合せざる事を不足に思ひ、是に交らばやと志して、幸ひ内蔵介が別荘烏丸下立売の向ひに、三木権太夫が宅有れば、茶事を催して、権太夫を招ても不誦、其の所以は、渠、今時めくと雖も、銀座の役人なり、兼て聞及ぶ処、其志尤も賤し、我爰ぞ渠に会して、心を汚さんやと、幾度招きても終に参合せざりいとなん。此京都根生ひの町人と云は、三木権太夫、井川善五郎、辻次郎右衛門、那波屋九郎左衛門の類、多くは上京に住す、是等は町人ながら、各由緒有る者にて、三木は本姓黒田なり、先祖は筑前大守の息にて、武門を嫌ひ、洛に来て町人と成る、如水長政時分の事也…。

三 光琳筆の「大黒天図」と宝永の銀改鑄

(36) 山田琢訳注『東洋文庫二二三 懺堂日曆二』(平凡社 一九七二年)。
(37) 温庭筠「宿輝公精舎」の全文は以下のとおり。

禪房無外物 清話此宵同
林彩水煙裏 澗声三月中
橡霜諸壑霽 杉火一爐空
擁褐寒更徹 心知覺路通

(38) 銀貨に関する記述は、以下の書籍や論考に基づいた。

日本銀行調査局編『図録日本の貨幣三』(東洋経済新報社 一九七四年)、
小川浩『日本古貨幣変遷史』(日本古銭研究会 一九八三年)、永井久美男編『近
世の出土銭Ⅱ―分類図版篇―』(兵庫埋蔵銭調査会 一九九八年)、柏田有香・
関晃史・永井久美男・西脇康「事例報告」京都市御土居跡出土の慶長丁銀
極印鑽」(『出土銭貨』第四十二号 出土銭貨研究会 二〇二一年)。

(39) 『増補補訂国史大系 徳川実紀 第六篇』(吉川弘文館 一九八二年)。
なお、『徳川実紀』の典拠資料である『柳營日次記(年録)』には以下のよ
うに記される。

元禄八年八月十九日条

一金銀吹直御書付出る
一金銀極印古成候二付、可吹直旨被仰出之、且又近年山より出候金銀も
多無之、世間之金銀も次第に減じ可申二而金銀之位を直し、世間之金銀
多成候為、今度被仰付候事、

一金銀吹直し候間、世間之人々所持之金銀御取上げ被成候而は無之候、
公儀之金銀先吹直させ候、上にて世間へ可出之至、其時諸事可申渡事
右為心得先達而申間候、以上

元禄八年九月十八日条(十九日に出)

一吹直し御書付出る

覚

一今度金銀吹直被仰付吹直り候金銀、段々世間江可相渡候間、有来金銀
と新金銀と同事に相心得、古金銀残らず吹直り候迄は新金銀と入交りに
遣方請取渡両替共に無滞用可申候、上納金銀も右可為同前事、
一新金銀、金座銀座より出之世間之古金銀と可引替候、其節金銀共に員
数を増可相渡事

一金銀町人手前引替に成候間、武家方其外之金銀は勝手次第町人江相
対二而相渡引替可申事

附古金銀貯置不申段々引替可申事

右之条々国々所々に至ても可得此旨者也、

(40) 中村孝也『元禄及び享保時代における経済思想の研究 中』(小学館

一九四二年)「第五章交換経済論・第二節貨幣論(上)」(四)元禄・宝永の
金銀貨改鑄と新井白石の貨幣論」。

(41) 『増補補訂国史大系 徳川実紀 第六篇』(吉川弘文館 一九八二年)。

(42) 国立公文書館デジタルアーカイブを参照した。請求番号一六四一
〇〇一七。

(43) 西脇康校訂・補書『銀座万覚書―京都銀座役所年寄の手帳』(書信館出版
二〇〇六年)。

(44) 国立国会図書館デジタルアーカイブを参照した。請求記号た一五。

(45) 萩原重秀については、村井淳志『勘定奉行萩原重秀の生涯―新井白石が嫉
妬した天才経済官僚』(集英社 二〇〇七年)を参照した。

四 「極印」と大黒家

(46) 大黒家については、田谷博吉『近世銀座の研究』第二章 大黒常是の職掌
(吉川弘文館 一九六三年)、幸田成友「大黒常是考」(幸田成友著作集 第
二卷)中央公論社 一九七二年)を参照した。

(47) 前註参照。

(48) 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成 第五(七卷)』(原
書房 一九九六(七)年)のほか、元禄十五年版は東京大学附属図書館本、元
禄十六年版は九州大学附属図書館本(国文学研究資料館デジタルアーカイブ)
を参照した。ただし、『集成』が元禄十六年版の底本とした国文学研究資料
館本はいまだ「大國や長左衛門」となっている。

(49) 註44。

(50) 『三貨図彙』(文献出版 一九七八年)。極印については「巻十八 慶長銀・
慶長手本銀」にも言及されている。

大黒鍛冶雛形、奉入上覧候、極印銀なるべし(但し金銀錢譜に大黒く
くり袴銀と云て其半片の図を出せり、図録には秀吉の制する所と云、然
れども右所持の色紙に、常是、慶長手本銀と記し有之故、其儘茲に出す、
秀吉公の制するものによ、其是非は知らず) 右慶長銀、元禄年中迄世上
通用有之候処、次第に減じて国用乏しく、依之元禄七甲戌年、百十四代
東山院御宇、新に銀を吹かせらる、

江戸時代に書された貨幣関係の資料については、川見典久「江戸における
古銭書の全貌」(『古文化研究』第十八号 黒川古文化研究所 二〇一九年)
に詳しい。

(51) 『日本随筆大成 第一期 第二十二卷』(吉川弘文館 一九七六年)所収。
極印については他にも言及がある。

同(慶長)六年、判金大小挺銀豆板等を鑄て法制を定む。

是れは五事略にもいへり。慶長六年五月、始めて通用金銀の法を立たまひ、判金大小、丁銀、豆板等の制定る。此時始めて銀座を置きたまひ、其座より菊一文字、夷一文字、大黒極印等を刻して調進せしに、大黒極印に定らえ、其銀貨を俗に大黒遣ひといふ。常是は乃ち其の名なり（慶長丁銀は、大抵目方四拾三匁の内外なり、大黒丁銀は、大黒の形ち十二程刻せり。豆板は真面に宝字を刻し、裏に大黒を刻す）。

(52) 国立国会図書館デジタルアーカイブを参照した。請求記号八四一一九三。

(53) 註44。

(54) 幸田成友「大黒常是考」（『幸田成友著作集 第二巻』中央公論社一九七二年）所収。

五 小玉銀（豆板銀）にみる大黒天像
(55) 註44。

六 光琳における江戸行の理由

(56) 『続日本随筆大成 別巻 近世風俗見聞集二』（吉川弘文館 一九八一年）。

(57) 『住友史料叢書 年々帳 無番・一番』（思文閣出版 一九八五年）。

(58) 『随筆百花苑 第六巻』（中央公論社 一九八三年）。『宝永年間諸覚』（『鼠璞十種 第二』国書刊行会 一九一六年）にもこの大火に関する独自の記述が認められ、当時の状況がわかる部分を掲示しておく。

京火事につき三夕の歌「見渡せば京も田舎に成りにけり かやのかりやの軒の夕ぐれ」

頼政になをして「名にもにず都の町の小屋杯は、わらぶきの家にもこもたれて、風吹あへる土石とか、町も御所もおほろおほろとして、せひに叶はぬ気色かな、実や情なき都の町は、こじき都や、聞しに増る類火哉。」

(59) 山根有三『小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究』（中央公論美術出版一九六二年）所収「IV―五 光琳の父宗謙より子才次郎までの系図」。

(60) 山根有三『小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究』（中央公論美術出版一九六二年）所収「IV―八 小西緒方石井三家過去帳」。

(61) 西脇康校訂・補書『銀座万覚書―京都銀座役所年寄の手帳』（書信館出版二〇〇六年）第一巻「五十一」。

(62) 享保年間に編纂された『京都御役所向大概覚書』（清文堂出版 一九七三年）には「三条通西洞院西へ入町 小西寿一郎」とあり、小西寿市郎の住所が記される。

(63) 女性の関所通行に関しては、五十嵐富夫『近世関所制度の研究』（有峰書店 一九七五年）、小暮紀久子『近世における女性の関所通行について―「箱

根御関所日記書抜」にみられる女通行手形を中心に―」（近世女性史研究会編『論集近世女性史』一九八六年 吉川弘文館 所収）、金森敦子『江戸庶民の旅―旅のかたち・関所と女』（平凡社新書一四八 二〇〇二年）、柴桂子『近世の女旅日記事典』（東京堂出版 二〇〇五年）などを参照した。

(64) 仲町啓子『光琳論』（中央公論美術出版 二〇二〇年）所収「小西方之筆 小西・小形・石井有縁霊名記」。

(65) 江戸の商家について、屋号や名前を五十音順に編纂した労作、田中康雄編『江戸商家・商人名データ総覧』（終風舎 二〇一〇年）にも、その名は見当たらない。

(66) 山根有三『小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究』（中央公論美術出版一九六二年）所収「二二六 尾形光琳遺書」「二二七 尾形光琳讓状」。

(67) 仲町啓子『光琳論』（中央公論美術出版 二〇二〇年）所収「小西方之筆 小西・小形・石井有縁霊名記」には、以下のように記される。

因月光残信士 小形光琳之妻たよ弟
宝永七庚寅年七月五日死去

【図版出典】

図1…『日本の肖像』（京都国立博物館 一九七八年）

図3…大阪歴史博物館提供

図16・17…国立国会図書館デジタルアーカイブ

図19…『京の災害―地震と火事』（京都市歴史資料館 一九八五年）
右記以外の図は筆者の撮影による。

【附記】

本稿をなすにあたり、兵庫埋蔵銭調査会の代表・永井久美男氏には銀貨や大黒常是の「極印」に関する情報を提供いただき、多大なご教示を賜った。また、黒川古文化研究所の川見典久氏には作品調査と写真掲載、大阪歴史博物館の岩佐伸一氏には写真掲載に関してお手を煩わせ、ご高配を賜った。末筆ながらここに記して謝意をあらわします。